

今治明德短期大学 研究紀要

第 8 集

目 次

児童および青年期における興味発達の研究……………	椋 野 要…………	1
違憲法令審査制をめぐる問題について……………	小 笠 原 一 郎…………	17
ソーシャルケースワークとパーソナリティ		
第一部 パーソナリティ論……………	下 田 正…………	25
東予の関川の流路と中央構造線……………	永 井 浩 三…………	37
蛇毒処理によるグリア細胞の電子顕微鏡的研究……………	渡 部 英 機…………	45

昭和 5 0 年 1 2 月

今 治 明 徳 短 期 大 学

児童および青年期における興味発達の研究

椋 野 要

今治明德短期大学

A Research of the Development of Interests in Childhood and Adolescence

Kaname MUKUNO

Imabari Meitoku Junior College

興味の発達の研究

学習が要求と興味に基づくとき、効果が上るとされてきた。子供は動物、教師、おしゃべり、遊びに興味を持つ。しかし数学、歴史、作文などに興味がないことは多い。「子供は興味によって学習するというステートメントは学生が教育コースの大学で最初に聞く事であるけれど、何が興味であるかを極く自然に尋ねる時、誰もそのことに確信がない」と P. Wilson はいう。⁽¹⁾

興味は教育実践において重要な問題であるだけではない。一般の行動の動機づけにおいても無視できない事は C. Graumann の所論にみられる。1. 人間行動がどこへ、また何に向って行動するかは異なった価値評価や判断を示す概念で明らかになる。そのような概念として価値、興味、確信、心構えが役に立つ。2. これらの概念はその前科学的意味とはなれて科学的に定義可能である。それらの概念の示す事態は範疇化されうるし、一部測定可能である。3. それらが直接的に働くかまたは決定的な重要な働として参与しようとも行動における動機の性格を持つ。⁽²⁾

他方職業的興味の実用的価値については「職業決定をしようとする学生らがその職業が気に入るかどうかを決めるのにいくつかの職業を試験的にやってみる時間があるならばこの検査は不要である。しかしそれが不可能であるから、彼の好みが種々の職業に従事する人々の好みと比べどのように違うかを理解さすのに援助となる」⁽³⁾と D. Campbell はストロングの死後、うけついで研究で述べている。

以上から今日の興味研究は 1. 教育指導、2. 一般行動理論、3. 職業ならびに進路指導の3方面でみられるが、最後者の研究がもっとも活潑である。すなわち興味は行動理論としてよりも实际的、実用的立場からの研究がより盛んであるといえる。

著者は1960年頃から主として興味の発達研究の面を追求して来た。

第1. 児童における興味型の発達の研究

興味研究に2つの主なアプローチがある。1つは個人または集団の興味型の研究であり

もう1つは興味の性質を明かにする因子分析的研究である。

E. Strong⁽⁴⁾のSVIB (Strong Vocational Interest Blank) は400個の興味項目の各に好き、無関心、きらいのいずれかへ反応することにより個人の興味型の種類と程度とをスカラーで示した。D. Campbell ('71) は男子54, 女子58個の異なった職業興味尺度を作り, 更に男子22, 女子19個の基本興味尺度によって個人またはある集団の興味パターンをプロフィールで明瞭に示すようにした。

著者はこのような意味の興味パターンが発達的にいつ頃から形成されるかということを問題にした。しかしこれまでの研究の道具は成人の職業人を尺度とした検査であって児童や青春기에適用しがたい。その上外国製の検査では検査項目が不適切であるので今のところ高校男子基準と小学校男子基準検査とをSVIB方式で作製した上で発達を明かにしようとした。

1970年3学年男女201名, 5学年男女229名, それらと比較のため8学年男女262名に小学5年男子基準の興味目録検査⁽⁵⁾ (SVIB方式で作られた255項からなる) を実施した。結果, 著者はSVIB方式で作った検査での発達研究の場合, 希望職業別集団, 趣味別集団, 最も興味ある学科別集団, 希望進路別集団と家の職業別集団の5方面からそれぞれの集団をいくつかずつの下部集団に別けて集団間と学年間の興味パターンの差を検討した。

今これ等5方面のうち, 最も興味ある学科別集団の場合を例として図I(男) 図II(女)で示す。前者は3年105名, 5年117名, 中学126名で理科技術, 数学, 音楽美術図工, 社会, 国語, 体育の6下部集団に別けて, 下部集団間と学年間の平均の差をグラフで表わした図である。図IIも同様である。ただ女子は社会を好む者が3年と5年で少ないし, 男女共英語は中学だけであるから分散分析から除外した。女子は3年95名, 5年100名, 中学2年82名である。F検定では男子は集団間, 学年間共に有意の差を示したが女子は学年間だけが有意であった。そして女子の学科間には有意でない。図で男子基準の尺度で標準点の正は男性的興味, 負は女性的興味の程度を示す。

男女共小学生から中学生にかけて興味パターンの発達の変動が大きいことを示す。この点Ch. Buck⁽⁶⁾の意見である十代の中葉以前に興味パターンの結晶化がなされるということと一致する。

この研究で興味発達における2つの点を指摘しよう。

第1, 図Iでは男子は男性的興味の程度を示す正の標準点が学年が上になる程急勾配で下降し, 女子は女性的興味の程度を示す負の標準点が上学年程急勾配で下降する。この事は男女共この時期に於て単に発達の変動の激しさを示すだけでなく, 男子は男性性興味が下降し, 女子は女性性興味が下降するという発達の方向性を示すということである。つまり両極性を示す男性的興味と女性的興味が両極から互に中心零の方向を示す。云いかえれば中性化の方向に変動するように見えることである。De Lucia⁽⁷⁾らの性役割選択のように興味も亦この頃性に適切な選択から離脱するのであろうか。

ところが何が男性々, 何が女性々であるかを定める基準が問題で男女の体質的 (constitutional) なものでなく文化的 (cultural) な基準がありうる。著者はこの点の検討を加え, 興味におけるかかる中性化の傾向は成人文化の代表者として同一興味検査を大学男女学生に実施した結果, 中性化傾向は著しく後退することから, もっと精神発達の成熟が原因であらうことを強調した。⁽⁸⁾

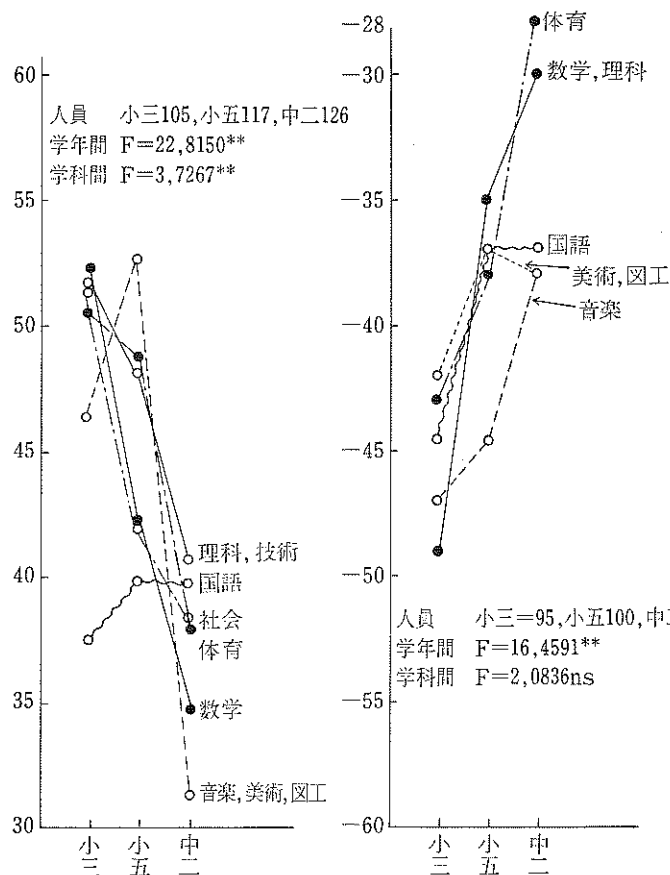


図 I 興味学科別集団の発達
(横断的研究男子)

図 II 興味学科別集団の発達
(女子)

さて著者の児童における興味発達の研究で第2の発見は興味型形成の始めにおいては職業的なものより興味ある学科で別けた下部集団間により早くパターンが形成されるということである。

H. Carter⁽⁹⁾ や E. Bordin⁽¹⁰⁾ の興味型発達論は個人がその尊敬する集団と同一化することによってその人の興味と経験が制限されることにより興味型が作られるというのである。もし適性や能力で越えがたい障害にあうと、別の集団との同一化が始まるに違いない。すると別の興味型が作られ始めるという。D. Super⁽¹¹⁾ らはこの理論は説得力があり亦有望な仮説であるけれどもそれに対する証明が欠ける。その反対に興味パターンは青年期の始めから安定する。年令により内分泌腺の変化があったり、稀に不適切な環境から個人の適性や要求にあった経験を与えるような環境に変化することで変更される以外は興味パターンはそのままとどまるものであるという。そして Super らは個人の尊敬する職業集団との同一化で興味パターンが形成されるという単一原因論でなく、遺伝、内分泌腺、気質、価値など人のもつ人格特性などで影響されるという多様原因論である。

著者の研究⁽¹²⁾では希望職業別集団の面で工業科学技術、商業、スポーツと自由業、交通と下級技術者、公務員会社員、その他の下部集団の興味平均点の差をF検定すると3年、5年、中学2年の学年間の $F=26.5469<.01$ であるのに集団間の $F=.0234$ で有意差がみられない。女子の場合も全く同じである。

ところが前述の最も興味ある学科別集団では図I、図IIの通り男子は下部集団間が有意であり、小学3年生で国語を好む集団は、体育、理科および算数を好む集団のそれぞれより男性的興味平均点が高い。5年生では体育を好む集団は社会を好む集団より男性的興味平均が高い。これらは我々の常識と符合する。

女子の下部集団間は図IIのように $F=2.0836$ で有意ではないけれど $F_{0.05}=2.27$ であってこの値に近いことは下部集団間の興味パターンの差異を暗示する。5年生で理科と算数の好きな集団から理科を好む6名を抽出して体育を好む53名からなる集団の平均点の差をみればt検定で $2.12, p<.05$ である。

希望職業で別けた下部集団間では興味平均点の差はみられないが、もっとも好きな学科で別けた下部集団間には差がみられるということは興味パターンは職業集団との同一化で形成されるというCarterらの理論と矛盾する。

興味パターン形成の始めは子供が希望する職業集団に無関係な面で行われるということである。1971年5月下旬著者は広島大学でのワークショップでE. Bordinにこの点を指摘し突込んだ討議をした。

E. Ginjzberg⁽¹³⁾によると小学生頃は職業の空想的選択期であり、それからくる満足と面白い経験とが時間的見透しなしにそのまま未来に続く。現在の快適な経験でずっとやって行けると想像するところに非現実性と不合理性がおこるという。パイロットになって面白く飛ぶことが魅力的でそれを選ぶが11才を過ぎ試案的選択期になるとその危険性を知り「好き」の反応が減少することになる。

それに対し現代社会における小学生は学校での学科の好き、きらいはより現実的で、学科は小学時代から児童生活の強い関心事である事が以上のような結果を示す原因ではあるまいか、この点将来の研究問題であろう。

第2. 青年期における興味パターンの発達

中学2年の男子381名が1963年第1回目の検査を受けてから2年後と4年後に同一検査を受け、都合3回反復検査された縦断的研究結果、青年期の興味パターンの発達を研究した。使用した検査は高校工業科3年男子を基準としてSVIB作成方式で作成したものである。⁽¹⁴⁾従ってその得点の高い者は工業科生徒(男子)の興味型に類似することになる。結果、表Iの左に縦に示すように児童期の研究の場合と同じにおよそ5個の方面でそれぞれ下部集団を作り、下部集団間及3回の検査間の興味平均点の差をみた。表Iは5方面の外に高校卒業後の進路でわけた下部集団も附加した。

表Iの希望職業別集団での下部集団は工業、自由業、熟練半熟練作業、公務政治家、会社銀行、商業の希望を持つ生徒集団に別かれ集団間の興味平均点の差を検討した。また(III)の興味学科別集団では図III、図IVに示すような好きな学科によって下部集団を別けた。

表Iでは6方面のそれぞれにおける下部集団間と学年間との興味平均点の差をF検定

表 I 分散分析結果

分散分析の方面	三 回 検 査 間	集 団 間	交 互 作 用
(I) 希望職業別集団	1.930	13.722**	0.636
(II) 趣味別 "	3.659*	11.308**	0.917
(III) 興味学科別 "	2.516	11.889**	0.544
(IVa) 進路別 "	0.123	5.199**	0.442
(IVb) 高校卒業後進路別 "	0.868	8.718**	0.425
(V) 家の職業別 "	1.612	0.671	0.358

* $p < .05$ ** $< .01$

(N=381)

表 II 中学1年より6年間で5回検査結果の分散分析

分散分析の方面	五 回 検 査 間	集 団 間	交 互 作 用
(VI) 希望職業別集団	1.326	8.177**	0.785
(VII) 趣味別 "	1.104	5.833**	0.581
(VIII) 興味学科別 "	1.595	14.446**	0.689
(IX) 進路別 "	0.488	22.838**	0.416
(X) 家の職業別 "	0.680	3.598**	0.512

(N=154)

した結果である。3回の検査間は趣味別集団の方面以外は有意でないが、下部集団間は家の職業別集団の方面以外はすべて有意である。

表 II では前記 381 名の被検者のうち 154 名は 1962 年中学 1 年で第 1 回検査を受けてから 1966 年以外は毎年検査され都合 5 回反復検査された結果が示されている。この資料では学年差（5 回の検査間の差）はみられないが集団間の差は 5 方面とも有意である。

表 I, 表 II のうちそれぞれの表の興味学科別集団においていくつかずつの下部集団に別け、平均得点で示し、3つの学年または5つの学年に相当する年に測定した結果をグラフに表わしたのが図 III と図 IV である。

F 検定結果が図の下方に示してある。両者共好きな学科で別けた下部集団間の興味平均点は有意の差を示すが、学年（検査）間の差は有意でない。ところが図 III の音楽美術書道の下部集団では中二と高一の間は $t=2.05$, <0.5 で有意だし、図 IV で中三と高一の間の音楽美術と体育保健の両下部集団で差が有意であり、中一と中三との英語の下部集団間に有意の差があったから全体としての分散分析では有意でなくとも下部集団によって学年間に有意の差がみられた。

E. Strong⁽¹⁵⁾ は 15 才と 55 才の間に興味点の相関は .73 で相当に高く、15 才と 25 才の 10 年間の相関は .82, 25 才と 55 才の 30 年間は .88 であるから 25 才以後はかなり安定している。15 才以後はかなり安定的になるが、その中 15 才～25 才が一番変化し、この 10 年の変化の 3 分の 1 は 15 才と 16 才の間、3 分の 2 は 18 才以前であるから青年期の変動も年令の若い程度変化しやすい。

以上 SVIB 方式で興味検査を作り縦断的方法で研究すれば、中学 2 年ないし中学 1 年から斉一的な集団ではその興味パターンは部分的には多少の変化はあるが大体において結晶化を終るのであるか、著者の資料からその様な疑問が起る。

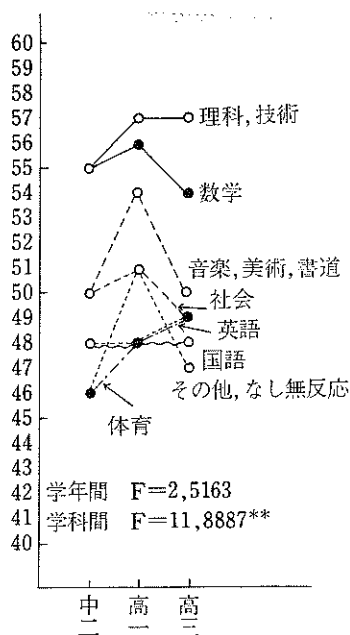


図 III 中二、2年後、4年後の検査
結果の興味ある学科別集団の
平均得点の変動 (N=381)

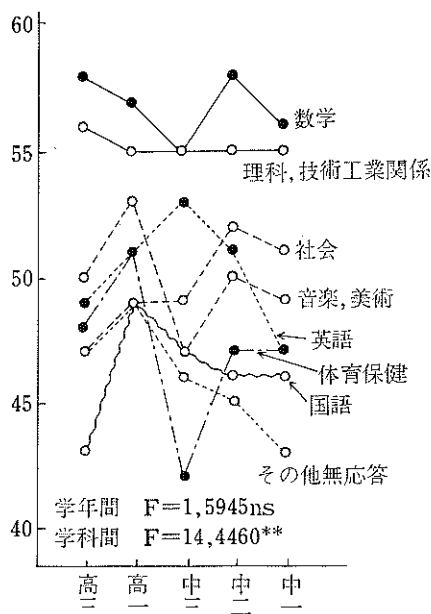


図 IV 中一より5回検査した結果の
興味ある学科別集団の平均得
点の変動 (N=154)

第3. 多重判別関数を使つての青年期興味パターンの研究

同一被検査者群が中学2年から4年後までの間に興味パターンの変化が殆んど見られないという以上の結果から前にあげた Ch. Buck の意見のように十代の中葉以前の興味パターンは結晶化を終えているのであろうか。または H. Thomae⁽¹⁶⁾ が西ドイツの子供達の縦断的研究結果個々人の種々の時期での発達の変動はあっても集団を統計的に処理して表わすとき発達モデルの類型化が疑がわしくなるといふ意見と同じことによるのであろうか。資料の処理の欠陥が原因するのかも知れないと考えた。

柳井との共同研究で多変量解析で分析した。⁽¹⁷⁾

前記高校工業基準興味目録検査を構成する400項目のうち 1. 分析に不適切と思われる10項目の比較、2項目の比較など呈示形式の特殊なもの83項目を除外する。2. 項目間の意味の類似、反応パターンの類似から整理する。3. 信頼度係数0.4以下を捨てる。全体を156項目に圧縮した後、2項目から8項目の間の項目数を含む45項目群にまとめた。次に E. Strong ('48) により1項目への反応に±4の範囲の重味づけをした方法を止め、「好き」に3、「無関心」2、「きらい」1の点数を与え各項目群の得点とした。

被検査者381名は前と同じに5方面からそれぞれ幾つかずつの下部集団に別ち、下部集団間の興味得点の差をみるため3回の検査の1つ1つ毎に分析した。

分析はすべて柳井が分担した。すなわち3つ以上の集団の差をもっとも良く識別しうるような重味を一度に求める多重判別関数を使った。⁽¹⁸⁾ 柳井の分析によると判別関数では級内分散を一定にして級間分散を最大にする値を求める。5方面のうち進路別集団の場合の

分析結果をみよう。5個の下部集団から4個の因子が求められる。算出された4個の固有値の平方根を固有値に対応する固有ベクトルに掛けたものが判別因子負荷量である。4個の因子の各において判別因子負荷量を各被検査者の45個の変量の標準化された得点に掛けて加え合す事によって各被検査者ごとに4個の因子得点が得られる。この様に5個の進路別下部集団のそれぞれの因子得点の平均と標準偏差が算出される。それが表 III の中学2

表 III 進路別下部集団の因子得点平均と標準偏差 (中学2年)

因子	平均と標準偏差	進路				
		工業科	商業科	普通科	工業就職	工業以外就職
I	M S D	-.282 .528	-.447 .365	.304 .478	-.630 .522	-.922 .383
II	M S D	.325 .372	-.373 .412	-.039 .430	.005 .420	.072 .291
III	M S D	.069 .381	.287 .337	-.025 .367	-.601 .316	.135 .437
IV	M S D	-.024 .271	.079 .323	.002 .294	.130 .303	-.484 .236

固有値 I .358 II .221 III .165 IV .092
寄与率 I .428 II .264 III .197 IV .110

表 IV 進路下部集団の因子得点平均と標準偏差 (4年後)

因子	平均と標準偏差	進路				
		工業科	商業科	普通科	工業就職	工業以外就職
I	M S D	.158 .405	-.222 .394	.139 .467	-.630 .522	-.922 .383
II	M S D	-.333 .424	-.038 .380	.202 .425	.005 .420	.072 .291
III	M S D	-.037 .371	.155 .372	-.020 .321	-.601 .316	.135 .437
IV	M S D	-.043 .317	.113 .252	-.019 .325	.130 .303	-.484 .236

固有値 I .254 II .215 III .143 IV .103
寄与率 I .356 II .301 III .199 IV .144

年の時の結果であり、表 IV は4年後の検査結果である。この2個の表のそれぞれの最初の2つの因子を座標軸として2次元の空間にプロットしたのが図 V と図 VI である。この場合、各下部集団において、I と II の因子の平均の接点である座標上の点から第 I 因子の標準偏差は縦の半径、第 II 因子の標準偏差は横の半径に使う楕円を描くことにより各下部集団の因子空間における位置と領域の一部を示すことができる。因みに第 I と第 II 因子の寄与率累計は中学2年では69.3%、4年後では65.7%である。

図 V の中学2年では希望する進路であり、図 VI の4年後では現に進行中の現実の進

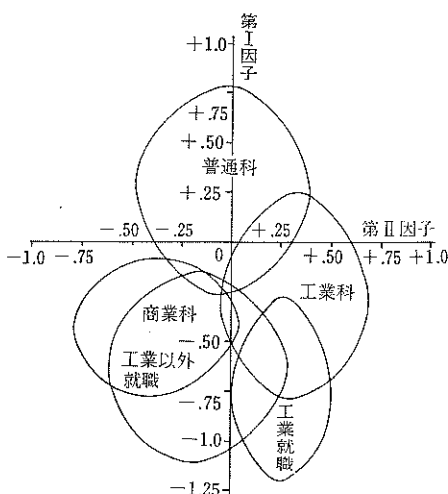


図 V 第 I, 第 II 因子平面上における中学 2 年の 5 個の進路でわけた下部集団の位置
(日本教育心理学会第 14 回総会発表論文
集 1972 から転載)

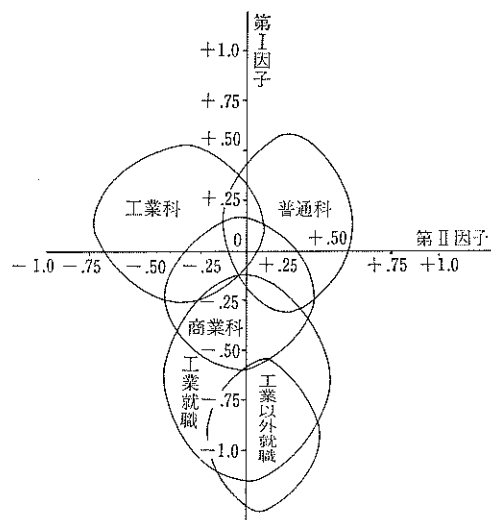


図 VI 第 I, 第 II 因子平面上における 4 年後の 5 個の進路でわけた下部集団の位置
(日本教育心理学会第 14 回総会発表論文
集 1972 から転載)

路である。図 V をみると、5 個の下部集団の興味は普通科以外は商業科と工業以外就職希望者、工業科と工業方面就職希望者の間に興味の重複がみられる。ところが図 VI になると工業就職者と工業以外就職者、いいかえれば非進学者集団間に重複があるが、普通、工業、商業 3 科所属の下部集団は正三角形の 3 つの頂点に当る位置に 3 つの重心が位置し、楕円の重複も程々の程度を示し、分化した興味パターンを予想しうる。このことは著者の研究結果と一致する。⁽¹⁹⁾

この分析は 3 回の検査それぞれを別々に分析したので著者の目的である発達の変動を確実には示し得ない。

得られた 4 個の因子も 3 個の分析のそれぞれにおいて本質的には異質の別々の因子であるから 3 回の分析を通じての発達研究には不十分である。3 個の分析を連けいする 1 つの方策はユークリッド距離モデルである。それは 5 個の下部集団のそれぞれの因子得点平均(重心)からその他の 4 個の下部集団のそれぞれの成員の因子得点がどれだけの差を示すかを 4 個の集団毎に示しうる。表 V の対角線より右上半分は中学 2 年における 5 下部集団相互間、左下半分は 2 年後、表 VI は 4 年後の相互間距離を示す。表 V 中学 2 年 2 商業科の下第 1 行目 1.1843 は左側進路別下部集団の下方 1 工業科集団の因子得点平均から、商業科集団成員各人の因子得点の差の自乗を成員全体で合計し、その平方根を求めた値である。この値が小なるほど工業科集団と似た興味パターンを持つ。工業科集団に対し他の 4 個の下部集団の距離の近いものから順位をつけて工業科集団の興味に類似する程度をみたのが表 VII である。商業科、普通科などについても同様であるが説明をばぶく。3 回の検査結果、表 VII の左側の 5 つの下部集団から数字番号で示されたそれぞれ他の 4 個の下部集団の順位によって中学 2 年以後 2 回の検査時にどのような順位変化が起きたかにより発達の変動をみようとする。表の 1 から 5 までの数は左側の下部集団を数字で代表した。

表 V 5 個の下部集団相互間ユークリット距離

		中学 2 年におけるユークリット距離				
ユークリット 2年後 距離	進路別下部集団	1. 工業科	2. 商業科	3. 普通科	4. 工業就職	5. 工業以外就職
	1. 工業科	.0000	1.1843	1.0713	2.2425	1.5474
	2. 商業科	.5873	.0000	1.4732	2.7741	1.1813
	3. 普通科	1.0155	.9930	.0000	2.9567	1.7027
	4. 工業就職	1.7761	2.0262	1.9223	.0000	2.0732
	5. 工業以外就職	2.3629	2.1800	2.3021	1.5832	.0000

表 IV 4 年後における 5 個の下部集団相互間ユークリット距離

進路別下部集団	1. 工業科	2. 商業科	3. 普通科	4. 工業就職	5. 工業以外就職
1. 工業科	.0000	1.0232	.5938	1.8634	2.0966
2. 商業科		.0000	.9080	1.2240	1.4259
3. 普通科			.0000	1.6969	1.8101
4. 工業就職				.0000	1.7075
5. 工業以外就職					.0000

表 VII 3 回検定における進路別下部集団間ユークリット距離順位比較

進路別下部集団	3 回検査 の時期	ユークリット距離順位			
		1 位	2 位	3 位	4 位
1. 工業科	中	3	2	5	4
	2 年後	2	3	4	5
	4 年後	3	2	4	5
2. 商業科	中	5	1	3	4
	2 年後	1	3	4	5
	4 年後	3	1	4	5
3. 普通科	中	1	2	5	4
	2 年後	2	1	4	5
	4 年後	1	2	4	5
4. 工業就職	中	5	1	2	3
	2 年後	5	1	3	2
	4 年後	2	3	5	1
5. 工業以外就職	中	2	1	3	4
	2 年後	4	2	3	1
	4 年後	2	4	3	1

1. 工業科からの距離の順位は 3 回の検査でそれ程変化はない。2. 商業科, 中二では工業以外就職と一番近かったが 2 年後, 4 年後とも 4 位に下っている。この事は図 V から図 VI への変化と一致する。3. 普通科, 工業就職と工業以外就職の進学しない集団との距離が遠いことは図 V 図 VI と一致する。4. 工業就職は 2 年後までは工業以外就職と最も近かったが 4 年後は第 3 位に転落している。これは図 V, VI と矛盾するようにあるが表 VI で工業就職と他の 4 集団との実距離の差が僅少の価であるから順位が落ちただけ

で大きな矛盾であるまい。5. 工業以外就職、工業就職との関係で中二の時は一番遠かったのが2年後、4年後は近くなっている。この理解は難かしい。

以上多重判別関数による分析では下部集団間の相互の関係は一層明白となったが発達の変動は未だ明かでない。

G. Madaus & R. O'Hara⁽²⁰⁾ は9学年から12学年までの少年に Kuder の興味検査 Form CH を使い、他方生徒の選択した92種の職業を9職業群に分類して群間に興味パターンの差があるか否か判別関数で分析した。集団間にも4個の学年間にもそれぞれ有意の差をみた。

そして職業興味パターンは9学年で発達を終え比較的安定する。この事は女子にも研究を拡大し、且つ縦断的研究で確めねばならないといっている。著者らの上の研究は縦断的研究であるが、Madaus 等の云うようにこの時期での興味パターンは完全には安定しないのではないかと考えられる。

第4. 因子分析的研究

興味研究は個人や特殊な集団(職業、専門課程、男女など)の興味型の研究と今一つ重要な研究は因子分析的研究による興味のもつ共通因子を探り興味の性質をとらえようとするものである。

すでに E. Strong⁽²¹⁾ の古典的な研究においても L. Thurstone と自分自身の分析結果があげられている。N. Cole & G. Hanson⁽²²⁾ と N. Cole⁽²³⁾ の分析は注目すべき点があり、M. Lorr & A. Suziedelis⁽²⁴⁾ は特に著者等の分析法に近似しているが紙面の都合でここには触れない。

発達の研究では L. Tyler⁽²⁵⁾ があり。著者と同じように小学1年から縦断的に研究することによって Strong の成人興味パターンが何のようにして形成されるかを突きとめようとする目的の1つとして4学年生男81名、女93名に Deese と Mooney の使った小学生用興味目録検査(250項目からなる SVBI 方式のテスト)を実施した。「きらい」に対し「好き」と「知らない」の反応を一諸にし、テトラコリック相関で相互項目間の相関を算出し、因子分析した。その結果、少年は不適切な活動拒否(W 因子) 女々しさへの抵抗(X 因子) 仕事への抵抗(Y 因子) 手工的技能(Z 因子) の4因子、女子では活動性抵抗(M 因子) 侵襲性反対(N 因子) 不適切活動拒否(O 因子) の3因子を見出した。

著者と柳井は児童期ではなく前述の青年期における縦断的研究の資料をバリマックス法で分析した。⁽²⁶⁾

前記多重判別関数での分析の不十分な点を反省し、45個の項目数について同一被検査者群(381名)を3回反復検査したのであるから $45 \times 3 = 135$ 個の変量が得られる。そこで 135×135 の相互相関行列を1975年1月までに柳井が分析した。10個の共通因子を抽出したが第VIII因子以下は寄与率.04以下であり、第VII因子までを考察する。

表VIIIは日本教育心理学会第17回総会論文集(p. 289)の全負荷量表の中から各因子で比較的高い負荷を示す数個を選び出した表である。(負荷量 .40以上)

第I因子は「科学技術への興味」であろう。中学2年から2年後にかけて負荷量が増大する。2年後と4年後は一部中学浪人と就職者があるが、高一で91%が進学していることなどがこの因子の急激な変動に関係があるであろう。

表 VIII バリマック法による分析結果それぞれ負荷量の比較的高い変数を示す

第 I 因子 寄与率 10.856 寄与率 .165				第 II 因子 寄与率 10.737 寄与率 .164			
変数	中二	2年後	4年後	変数	中二	2年後	4年後
工業技師半専門技術者	.625	.721	.733	文学・美術・音楽家	.390	.635	.582
物的科学者	.611	.680	.679	記者・著述家	.274	.508	.612
下級技術者	.375	.535	.467	法律家	.373	.553	.516
理科・数学者	.563	.664	.644	文科系学者	.413	.627	.635
機械・電気	.615	.697	.669	政治・外交官	.322	.499	.500
機械取扱	.612	.677	.646	牧師・教師	.399	.539	.547
				国語	.416	.481	.576
				社会	.434	.516	.554
				教養的趣味	.321	.421	.453

第 III 因子 寄与率 4.638 寄与率 .071				第 IV 因子 寄与率 4.914 寄与率 .075			
変数	中二	2年後	4年後	変数	中二	2年後	4年後
運動家	.282	.342	.310	農林・畜産技師	.590	.683	.587
体育	.603	.661	.656	農業・林業	.512	.680	.633
能力・特性	.558	.581	.543	飼育栽培	.594	.659	.642

第 V 因子 寄与率 4.547 寄与率 .069				第 VI 因子 寄与率 4.075 寄与率 .062			
変数	中二	2年後	4年後	変数	中二	2年後	4年後
商業	.434	.417	.334	実業家	.176	.443	.446
下級技術者	.449	.400	.309	室内娯楽	.180	.336	.411
公務・鉄道員	.458	.403	.423	戸外活動	.276	.478	.497
会社・銀行員	.452	.388	.327	生活態度	.119	.400	.489
警察関係者	.452	.378	.353	レ商工業	.103	.257	.328
レ実業	.186	.171	.218	レ下級技術者	-.097	-.157	-.143
レ室内娯楽	.086	.108	.101	レ用務・鉄道員	-.215	-.126	-.158
レ戸外活動	.158	.076	.154	レ会社・銀行員	-.078	.024	.087
レ生活態度	.131	-.024	-.008	レ警察関係者	.090	.087	.112

第 VII 因子 寄与率 3.817 寄与率 .058			
変数	中二	2年後	4年後
文学・美術・音楽家	.454	.063	.053
芸能(美・音・習)	.499	.124	.141
教養的趣味	.441	.059	.033
工業技師半専門技術者	.309	-.027	-.135
生物・医学学者	.316	-.046	-.049
物的科学者	.328	-.022	-.098
工業経営	.361	-.027	-.031
国語	.336	.143	.102
室内娯楽	.365	.116	-.014

レ印は第Vと第VI因子を比較
するため特に表に入れた。

(日本教育心理学会第17回総会発表論文集 p. 289, 表1から抽出)

第 II 因子は「言語的興味」であろう、いわゆる文科的興味といってもよからう。この因子も中学 2 年から 2 年後までに負荷量が急増する傾向がある。

中学で理科的興味と文化的興味がはっきり分かれていなかったのに高校 1 年までに両者の興味が独立的となったのであろう。

第 III 因子、表の能力特性の項目群は「あなたは多種多芸の方ですか」「運動能力は鋭敏の方か」「他人の感情を無視してやるか」の 3 項目で構成されているので内容的に体育的な特徴をもつ。この因子は「戸外の興味」としよう。表のように年上になる程この因子の負荷量は増すことはほとんどみられない。

第 IV 因子、「農林業への興味」としよう。この研究の被検査者はすべて岡山市内の 3 個の中学男子全員であったが、家の職業が農業の者約 7%，本人が高校農業科へ進学した者 3 名（381 名中）4 年後 農業従事者 1 名であるから中学 2 年以後 この方面の経験と情報の不足がこの因子の負荷量が増大しない原因かも知れない。

第 V 因子、表 VIII のように文科系のみならず理科系も含めた職業に負荷量が高いが専門職的でないので「非専門職への興味」であろう。いわゆる一般職への興味であろう。中学 2 年以後負荷量が減少傾向を示すから、専門的職業への興味に向うか、その他の方向に向って発達するのであろう。

第 VI 因子、表の実業家は社長と重役の 2 項目よりなる、戸外活動はオートバイ乗、散歩、スケヤダンス、釣り、飛行機に乗る、1 人で遠方に行く、野球、ローラースケートの項目よりなり、生活態度は華かな行為、繁華街を行く、風呂にはいるの項目からなる。

中学 2 年では殆んど有意義な負荷量を示さないが 2 年後、4 年後になるにつれて増大する。この因子は「利権への興味」と呼ぶことにする。

第 V 因子と第 VI 因子とは共に年令が増すにつれて変動するのでこの時期の発達の變動をよく示すものとして 2 因子の発達における相互関係をみる。これまでのように負荷量が .40 以上を示す項目群だけでなく、比較のためお互の高い負荷量を示す項目群に対応する相手の項目群の負荷量を附加して、両因子とも表で同じ数の項目群をあげた。さて両因子を座標軸とする 2 次元の因子空間にプロットして、中二、2 年後、4 年後における両因子の 3 つの接点を折れ線で結び発達の終末を示す 4 年後の点に矢印をつけた。この 3 つの点をたどると両者の発達の變動を読みとることができる。それが図 VII である。折れ線の始発点は中学 2 年であるが非専門職への興味の軸から、「利権への興味」の軸の方へ殆んど近づいているのを知る。実業家と戸外活動とは 4 年後において多少「利権への興味」からそれているようにみえるが、このようなことは医学部学生が 1 学年の時と比べ 4 学年で医療的興味がかえって低くなるという研究⁽²⁷⁾もあるのでそのようなことによるのかも知れない。

第 VII 因子、この因子は中学 2 年で文科系のみでなく理科系と思われる項目群、その他雑多なものにある程度の負荷量を示すから「一般的興味の因子」としよう。それも中学 2 年だけに負荷が高く 2 年後、4 年後は殆んど意味ある負荷量に達しない。従って中学 2 年の一般因子とみられる。

今第 V 因子と第 VI 因子の関係を 2 次元の因子空間にプロットしたと同じ手法で第 V 因子および第 VI 因子との関係を図で示せばこれ等の発達の變動の激しい因子間の関係が一目瞭然となる。

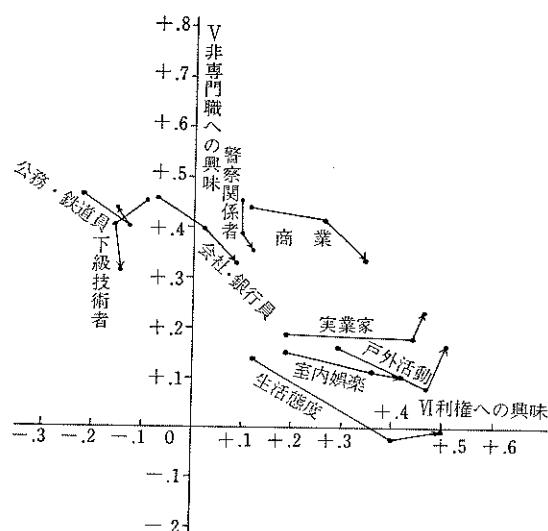


図 VII 非専門職（一般職）への興味と利権への興味との学年的発達
3 個の点は順に中二、2 年後、4 年後の時点における 2 個の
因子負荷の接点を示し、矢印のところは 4 年後の点である

以上バリマック法での分析結果から、1. 7 個の共通因子が中学 2 年から 4 年後までの青年期の興味発達において見出された。2. このうち戸外と農林業への興味は中学 2 年である程度の安定を示す。3. 科学技術と言語的興味は中学 2 年と 2 年後の間に大きな変動があり、この時期に文科的興味と理科的興味の激しい分化がおけると予想される。4. 非専門職（一般職）への興味、利権への興味、一般的興味の三者はこの時期に発達の変動がおこる。5. 一般的興味は中学生に著しいが、文学、美術、芸能など想像、空想、情操に係る興味が特徴的で、それが实际的、現実的な利権への興味に変化することを知る。

考 察

以上 381 名の青年を中学 2 年から隔年毎に 3 回同一興味目録検査をした縦断的研究において次のことがいえる。

第 1, SVIB 方式で作った検査の結果は興味の発達がか明かでなかった。青年期に果して興味の発達がなされるか疑った。

第 2, 興味目録への反応に対し SVIB 方式の重味づけを止め、3, 2, 1 の単純な採点法をとり、分析に堪えうる項目数に圧縮して、3 時期の検査毎に多重判別関数で分析した結果、3 時期毎の下部集団の興味パターンは一層明りょうになったが、全時期を通じての発達は十分明かにならなかった。

第 3, 前と同じ手続で資料を整備したのち、3 時期を通じて 135×135 変量の相関行列をバリマックス法で分析した結果、発達に含まれる共通因子として科学技術への興味、言語的興味、戸外の興味、農林業への興味、利権への興味、一般的興味、非専門職への興味の 7 個の共通因子を見出した。

その中、すでに中学 2 年で安定性を示すもの、中学 2 年から後 3 年間で大きく変化するもの、空想的興味から現実的なものへ転換するものなど青年期の興味発達はかなり活潑で

あることを見出した。

なお児童期の研究に適した SVIB 方式で作成した検査を使って横断的に研究した結果では下部集団間にはそれ程興味の差はなかったが学年間の発達的変動は大きいことを示した。

Summary

1. Purpose. As children learn through interests and counselors guide many adolescents through vocational interests, it is very important to enlighten the development of interests in childhood and adolescence. But very few systematical researches in this field have been made.

The purpose of this paper is to report research results made by the author and his coworker.

2. Method. (i) the childhood study, a. Subjects, 201 3rd, 229 5th year graders of an elementary school and 262 8th year graders of a JHS in Okayama City. (ii) the adolescence study, 381 boys, tested three times, the first time in 1963 when they were in 8th year grade of three JHS in Okayama City, the second time in 1965 when over 90% of them were in 10th grade in various courses of SHS and 7% of them in jobs and the third time in 1967 when most of them were in 12 year grade.

This study is longitudinal.

b. Instruments. It is inadequate to study the interests of children and early adolescence by using ready made vocational interest scales because the criterion samples of those scales were adults in jobs. Therefore the author has built two new interest inventories after the construction of SVIB, one of which is for children and the other, for adolescents.

3. Results. (i) childhood, (a) Interest scores among several subgroups in each of five aspects, vocational desires, wish to enter one of special SHS courses or to be in job, like-dislike of school subject, hobby and parental job do not much differ but those among grades differ. The development of interest patterns in childhood may be resumed to be remarkable.

(b) The mean interest scores between the subgroup of boys in 3rd grade who like Japanese language most and each of the other three subgroups who like mathematics, science and physical training respectively, differ significantly. On the other hand, the mean interest scores among subgroups of girls in 5th grade do not differ significantly by F-test. (among groups $F=2.0836$, but this is very near $F_{0.05}=2.27$) The mean interest scores between subgroup who like science most and subgroup who like physical training differ significantly. ($t=2.12 < .05$)

That the interest patterns among subgroups of school subject differ developmentally earlier than those among subgroups of vocational desire is inconsistent with H. Carter's hypothesis that the interest pattern is formed by the identification with respected group. (vocational group according to the author's explanation)

(ii) Adolescence, (a) The mean interest scores among subgroups of boys differ significantly in each result of three time tests, but those among three time results do not differ. It makes the author doubt that in early adolescence boy's interest patterns have been crystallized. (b) The author's coworker Dr. H. Yanai (Tokyo University) analyzed the same result of each of three test times separately with the method of multiple discrimination function.

Again, the mean interest scores among subgroups differed very clearly, but differences among three test time results were not sufficiently brought to light. (c) Dr. H. Yanai then factor analyzed the correlation matrix of 45×3 variables by the method of varimax. The authors found seven common factors in the development of interest in adolescence. 1. science and technology 2. language 3. outdoor 4. agriculture and forestry 5. non-professional vocation 6. rights and interests 7. general interests.

Among these, factor 1 and 2 develop markedly during two years after 8th grade, factor 3 and 4 may develop little, factor 5, 6, 7 develop remarkably in adolescence.

The authors assumed that the characteristics of the interest patterns of 8th year grade boys are relatively undifferentiated and during the succeeding four years, become more scientific and literary and develop from fantastic to realistic, from non-professional to professional.

参 考 文 献

1. P. Wilson, Interest and Discipline in Education 1971, p. 37
2. C. Graumann, Die Dynamik von Interesse, Wertungen und Einstellungen, Kapt. 6 (herg.) v. H. Thomae, Handbuch der Psychologie Bd 2, Allgemeine Psychologie II 1965, S. 276
3. D. Campbell, Handbook for the Strong Vocational Interest Blank, 1971, p. 1
4. E. Strong, Vocational Interests of Men and Women 1948
5. 棕野 要, 児童の男性的興味の測定, 岡山大学教育学部研究集録 1970, 第30号, p. 83~102
6. Ch. Buck, Crystallization of Vocational Interest as a Function of Vocational Exploration in College, J. Counsel. Psych. 1970, 17, p. 350
7. De Lucia, The Toy Preference Test: A Measure of Sex-Role Identification, Child Developm. 1963, 34, 1, p. 111
8. 棕野 要, SVIB 作成方式で作られた検査を用いての 児童期興味発達の研究, 岡山大学教育学部研究集録35号, 1973, p. 56~61
9. H. Carter, The Development of Vocational Attitudes J. Consuet. Psych. 1940, 4, p. 186
10. E. Bordin et al. A Theory of Vocational Interest as Dynamic Phenomena Educ. & Psych. measurem, 1943, III, p. 53
11. D. Super, Appraising Vocational Fitness 1962, p. 406
12. 棕野 要, 前掲, 1973, p. 43~64
13. E. Ginzberg & S. Ginzberg, S. Axelrad, J. Herma, Occupational Choice 1963, p. 63~64
14. 棕野 要, 高等学校諸課程男子生徒の興味測定の試み(其の I) 岡山大学教育学部研究集録第10号, 1960, p. 1~p. 20
棕野 要, 高等学校男子生徒の興味測定の試み(其の II) 科別興味傾向の比較 岡山大学教育学部研究集録, 1960, 第14号, p. 1~31
15. E. Strong opt, cited 1948, p. 91
16. H. Thomae, Vorstellungsmodelle in der Entwicklungspsychologie Z. J. Psych, 1961, Bd, 165, Heft 1-4, S. 48
17. 棕野 要, 柳井晴夫, 青年期興味発達の要因分析, 日本教育心理学会第14回総会論文集 1972, p. 164~165
18. 柳井晴夫, 適性診断における診断方式の検討: I——多重判別関数と因子分析による大学の9つの系への適性診断——教心研, 15, 3号, 1967, p. 161~173
19. 棕野 要, 前掲, 1960, p. 8
20. G. Madans & R. O'Hara, Vocational Interest Patterns of High School Boys J. Counsel, Psych. 1968, 14, No. 2, p. 106~112
21. E. Strong opt, cited 1948, p. 314~320

22. N. Cole & G. Hanson, An Analysis of the Structure of Vocational Interests J. Counsel, Psych, 1971, 18, No. 5 p. 478~486
23. N. Cole, On Measuring the Vocational Interests of Women J. Counsel, Psych, 1973, 20, No. 2 p. 105~112
24. M. Lorr & A. Suziedelis, A Dimensional Approach to the Interests Measured by the SVIB J. Counsel, Psych 1973, 20, No. 2 p. 113~119
25. L. Tyler, The Development of Vocational Interests, I The Organization of Likes & Dislikes in Ten Year Old Children J. of Gen, Psych, 86, 1955, p. 33~44
26. 椋野 要, 柳井晴夫, 興味発達の因子分析的研究 日本教育心理学会第 17 回総会発表論文集 1975, p. 288~289
27. R. Peterson, Vocational Interest Patterns of Male and Female Medical Students over a Four-Year Period J. Counsel, Psycholgy 1972, 19, No. 1 p. 25

(昭和50年9月30日受理)

違憲法令審査制をめぐる問題について

小笠原 一郎

今治明德短期大学

A Research of Judicial Review

Ichiro OGASAHARA

Imabari Meitoku Junior College

1. はじめに

われわれが、憲法に対してとる基本的姿勢には、二つあるように思われる。一つは、憲法を人間の基本的人権を守るものとして考え、他はそれを統治者の支配を正当づけるものとして捉える姿勢である。ここにおいては、前者の視点に立って、違憲法令審査制の問題を考えてみよう。

2. 違憲法令審査制とは、法令が憲法に適合しているかどうかを裁判所が審査する制度であり、これには形式的審査、すなわち法令が形式的に憲法に適合しているかどうか、言葉をかえていえば、法令が適法な手続を経て成立したかどうかの審査と実質的な審査、すなわち法令が内容的に憲法に適合しているかどうかの審査の二つがあるが、その後者が重要であることは、いうまでもないであろう。

では、この違憲法令審査制がなぜ必要であろうか。思うに、その存在の根拠は二つある。第一は基本的人権がややともすれば違憲な法令によって侵されるおそれがあるからであり、第二は基本的人権は、われわれ人間にとって大切なものであるからである。そのことの理解を深めるために、まずはじめに、違憲法令審査制のしくみについて考察しよう。

わが国の憲法においては、基本的人権に関して、重要な条文が三つある。すなわち憲法11条、13条、97条である。憲法11条「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。」憲法13条「すべて国民は、個人として尊重される。生命自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」憲法97条「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」

これらの3か条の条文は、いずれも基本的人権の尊厳さを示している。この基本的人権の尊厳さのゆえに、この基本的人権を守るものとして、憲法の最高性を示すつぎの憲法98条の条文が流れ出てくるのである。

憲法98条「この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。」憲法98条は、憲法の最高法規であることを示し、これに反する法律、命令、詔勅などの無効を宣している。そしてその無効を宣するものとして、憲法81条の条文がでてくるのである。憲法81条「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終憲裁判所である。」以上見てくると、樋口陽一氏の指摘されるように、(憲法11条、13条、97条に示される)基本的人権の尊厳さ→(憲法98条の示す)憲法の最高法規性→(憲法81条の示す)違憲法令審査制の関係が理論的に必然的に存在することを知ることが出来る。

3. ところで、違憲法令審査制には、二つの系譜がある。

(イ) 一つはアメリカ型であり、(ロ) 他は西ドイツ型である。

(イ) アメリカ型においては、通常裁判所が具体的な事件に関連し、それに適用される法令を審査する方法(具体的前提的審査制)であり、第二次世界大戦後のラテンアメリカ諸国の新憲法、たとえば、1945年のコロンビア憲法1946年のパナマ憲法、1948年のニカラガ憲法などは、これに属する。

(ロ) 西ドイツにおいては、特別の憲法裁判所を設けて、具体的訴訟事件に関係なく、抽象的に法令の審査を行う方法(抽象的審査制)である。第二次世界大戦後の1949年のボン憲法(ドイツ連邦共和国憲法)1948年のイタリア共和国憲法、1948年の韓国憲法(大韓民国憲法)はこれに属する。

さて、わが国の違憲法令審査制がアメリカ型に属するか、それとも西ドイツ型に属するかについては、学説上争われているが、多数説はアメリカ型に属するとしている。また判例も多数説をとっている。最高裁判所も警察予備隊違憲訴訟の昭和27年10月8日の判決において、原告の訴を却下して「裁判所が……具体的事件を離れて、抽象的に、法律、命令等の合憲性を判断する権限を有するとの見解には、憲法上及び法令上何等の根拠も存しない」としている。

この問題は、憲法81条の最高裁判所に憲法裁判所としての性格を認めるかどうかの問題であるが、多数説はこれを認めない。その理論的根拠は、おおむねつぎの通りである。「違憲法令審査権は、裁判所が裁判するための前提として、必要な法令の合憲性を審査することを内容とするものであるから、裁判の前提として、必要な場合でなくては、裁判所はこの審査権を行うことができない。最高裁判所も、もとより、同様である。したがって、最高裁判所は、審法裁判所の性格をもつものでない。またもし最高裁判所が審法裁判所としての性格をもち、抽象的に違憲審査をなしうするためには、提訴権者の範囲、裁判手続の大綱などを憲法で定めなければならないがこれらの規定がまったく欠けている。」

これに対し佐々木惣一博士を代表とする反対説の論拠はつぎの通りである。

「憲法81条はその制定経過にてらして、(イ) 最高裁判所が終審裁判所であること (ロ) 最高裁判所は、国家行為の合憲違憲を独立の抽象問題として決定する権限を有することの二つのことがらを一つの条文にまとめたものである。」

思うに、司法権の作用は、本来具体的な事件について、法令を適用して、解決をはかることを本質的任務としている。この憲法の違憲法令審査制も、このような司法権の性質を前提として、裁判所が通常の裁判を行う場合において、これに附随して与えられた権限と

解すべきであろう。したがって、法令等が憲法に適合しているかどうかについて、裁判所の判断を仰ぐためには、具体的な通常の訴訟の形をとるべきであろう。

4. これら二つの型の相違の原因は何であろうか。その原因は二つあるように思われる。一つはその国のもつ社会的背景であり、他はその国の国民の憲法に対する感覚、憲法観である。

つぎに、これら二つの型のうち、どちらが基本的人権の保障という点で、よりすぐれているであろうか。この問題についてはいちがいに、断定することは困難であろう。

西ドイツ型の抽象的審査例においては、出訴権がどの範囲に与えられるか、出訴権者がどの範囲に限定されるかどうかによって、少数のひとびとの基本的人権が救済されないというおそれがあり、審査機関が特別の憲法裁判所に限定されるという点では、その構成員がどのような方法で選任されるかという事が重要な要素となるであろう。西ドイツにおいては、出訴権が政府、通常裁判所、議会の議員などの国家機関に与えられている。また連邦憲法裁判所は連邦裁判官およびその他の職員(Mitalied)で構成され、その職員は半数ずつ連邦議会および連邦参議院から選ばれる。

元来、抽象的審査制においては、国民の基本的人権の確保ということよりも、客観的な憲法秩序の維持に重点がおかれているといわれている。西ドイツにおいては、憲法の役割をファシズムと Kommunismus の双方に対する防壁にあるとする憲法観に立っているようである。

これに対し、アメリカで発達した前提的、具体的審査制は、客観的な憲法秩序の維持よりも、むしろ、国民の基本的人権の確保に重点をおいており、一般市民自身が訴訟当事者として、法令違憲の主張をすることができ、審査権の発動のきっかけとなりうるのである。ただし短所としては、刑罰法規の違憲性を主張するためには、その主張者自らが刑事被告人にならなければならない。

5. つぎに、アメリカ型の違憲法令審査制の成立過程を概観しよう。

a. 違憲法令審査制の萌芽

王権神授説を信じたジェームス1世を中心とする絶対主義時代においては、植民地政府の権能は、すべて王の大権のもとにあると考えられ、王は植民地議会の制定した法律を枢密院を通じて拒否することができると考え、多くの法律が審査され、枢密院は商務局の報告を参考にして、植民地特許状に反するという理由で、或は英国の議会制憲法、コンモンローに違反するとの理由により、数多くの法律を無効にした。すなわち、植民地議会の立法権に制限を加えた。この意味において、枢密院の活動は、アメリカにおける違憲法令審査制の萌芽と考えられよう。

ところで、枢密院の活動は、拒否権の行使にとどまらず、さらに植民地の最高裁判所の機能を持ち、植民地議会の制定した法律を司法的に審査するようになった。

b. 違憲法令審査制の要因

(イ) 自然法思想

違憲法令審査制の成立に大きな影響を与えたのは、自然法思想である。イギリスにおいては、王及び議会をも拘束する自然法の存在が主張された。これがアメリカにおける違憲法令審査制の大きな動因となった。この自然法思想はアメリカにおいて、立法府及び行政府を制限しようとしたひとびとに理論的根拠を与えた。自然法思想が適用された例

として、つぎの事件をあげることができるであろう。

17世紀の中頃、牧師に住宅を提供する費用を賄うためマサチューセッツ州の或町のひとびとに税金を課そうとしたところ、ひとびとは反対し、裁判となったがその判決において、税金を課そうとした町の処置は、神と自然とが人民に与えた根本法に反するとの理由で無効であるとのべている。

(ロ) 三権分立の思想

アメリカにおいては、権力の集中を避けようとした。権力の集中は危険であるとされた。

独立宣言当時の諸州の憲法は、専制を防ぐために、三権分立の原則を採用した。三権の中でも、とくに、行政権の強大化をおそれ、行政府の首脳の任期を短くし、ひとびとは議会に対し、請願をすることができるなどの規定を設けたのである。

(ハ) 州議会に対する不信の念の存在

独立当初は、立法府は、ある程度、ひとびとの信頼を得ていたが、18世紀後半より、立法府の権限が次第に強くなるにつれ、個人の財産権を制限したり、裁判に干渉したりして、識者の疑惑を招くようになり、立法権を制限すべきであるとの意見が主張され、対策が講じられたが失敗し、結局法令に対する司法審査制を採用するに至ったのである。

c. 具体的事例

違憲法令審査制は、具体的にどのような経路をとって発展していったかその具体的事例をみてみよう。

(イ) 1778年のヴァージニアの権利剥奪法 (bill of attainder)

これは特定の犯罪者の権利を剥奪する法であるが、憲法に反するとの理由で無効とされた。

(ロ) ニュージャ州の6人の陪審による決定を最終的とする法

これは従来12人の陪審により判決が決定していたのを6人に改めようとした法であるがこれは陪審請求権は永久に廃止されないことを定めている憲法に反するとの理由により無効となった。

(ハ) ニューヨーク州の不法侵害の訴に関する法

この法はアメリカの独立戦争のさい、敵軍に、みずから投降した場合を除き、自分の住所を移転退去した者は、その住居を侵害した者に対し不法侵害の訴を起すことができる旨を規定した法であるが、これは立法府が憲法の限界を越えたとの理由で無効となった。

(ニ) ロードアイランド州の金貨銀貨の代りに紙幣を受取ることを拒むことを罰する法律

この法律によると金貨銀貨の代りに、紙幣を受領することを拒むと罰金100ポンドを科せられるが、この罰金刑に対しては上訴や陪審を許さない。ところで、陪審による審理は根本的な権利であり、この権利を奪うのは憲法に反するとされた。

(ホ) 奴隷に関する法律の解釈につき条理に反する成文法

1789年のハムマックローズ事件に関し、奴隷に関する法律の解釈につき条理に反する成文法は無効とされ、正義、自然の理性に適合するように解釈すべきであると主張された。

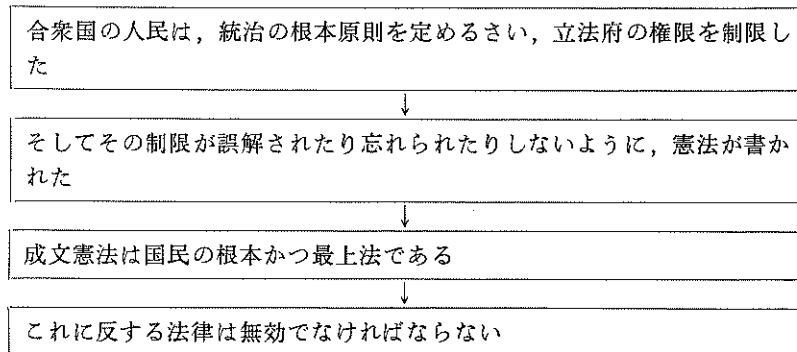
アメリカにおいては1779年に聯邦上訴裁判所がつくられこれが今日のアメリカ合衆国最高裁判所となった。そして1789年の裁判所法は注目すべきものである。なぜか、その理由はつぎの二点にある。

(1) 州の裁判所は、合衆国の法律の無効を宣言することができる。

(2) 州裁判所によって、無効とされた聯邦法が合衆国最高裁判所により、有効とされ得ることを定めているからである。

この裁判所は違憲法令審査制の発展史上意義を有するというべきであろう。

なお1803年のマーバリ対マディソン事件（当時の国防長官マディソンがコロンビア地区の判事に任命されたマーバリに対し任命書の交付を拒んだ事件）において当時の最高裁判所首席判事ジョンマーシャルののべた違憲法令審査制に関する有名な彼の理論構成を書いておこう。



6. つぎに、日本国憲法における違憲法令審査制の法的構造について考察しよう。

(1) 違憲法令審査権の主体

違憲法令審査権の所在については学説上2説ある。

(イ) 第一説

最高裁判所のみが審査権を有する。

この説は憲法81条「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかを決定する権限を有する終審裁判所である。」をつぎのように解釈する。すなわち、この条文は2つの事を規定している。

a. 最高裁判所は審査権を有する

b. 最高裁判所は終審裁判所である

(ロ) 第二説

一般に裁判所は審査権を有する（下級裁判所も審査権の主体となり得る）

この見解は多数説のとりどころであり、判例もこの立場をとっている。（昭27, 10, 8最高裁大法廷判決）この説は、憲法81条を裁判所は一般に審査権を有するが、最高裁判所は、そのような裁判所のうちで、終審のものであると解する。

思うに、憲法81条の規定の上からだけでは、審査権を有するのは、最高裁判所のみであるかは明確でない。文字の上では、むしろ最高裁判所のみか第一審かつ終審として審査権を独占しているように見えるが、違憲法令審査権が司法権の範囲内において、司法権を行使するに際し、これに附随して認められたものであると解される以上、下級裁判所もこの審査権を有するものと解されよう。ただ違憲問題について、終審の決定は、最高裁判所がするのである。

(2) 違憲法令審査権の対象

審査の対象としては、憲法81条は「法律、命令、規則又は処分」を列挙している。これらの点については異論はないが問題は条約が審査の対象となるかどうかである。これについても学説上二説ある。

(イ) 第一説

条約は審査の対象とならぬ。

その論拠

(a) 条約は憲法に優位する。(条約優位説)。

(b) 憲法が条約に優位するという立場(憲法優位説)をとるが、憲法81条の条文の中に審査の対象として法律、命令、規則又は処分とのみ書かれ、条約が列挙されていない。

(c) 条約は単に一国のみの意思でなく、締約国間の意思の合致であり、通常の国内法令とは性質を異にしており、一国のみで条約を違憲無効としても、意味はない。

(d) 条約は政治的な内容を含むことが多く、裁判所の審査の対象とするに適しない。

(ロ) 第二説

条約は審査の対象となる。

その論拠

(a) 条約は憲法の下位に立つ。(憲法優位説)

(憲法は条約に優位する)

(b) 憲法81条に審査の対象として法律、命令、規則又は処分と列挙してあるのは、ただ単に、例示したものであり、これだけで審査の対象全部を網羅したものではない。これだけに限定されないと解する。

二説のうちどちらが正しいかは、議論の存するところであるが、思うに憲法と条約をくらべて憲法の方が条約に優位すると考えられる(憲法優位説)が、条約が国家間の合意という特殊性をもち、きわめて政治的な内容を含む点を考慮にいれると、条約は審査の対象とならないと解すべきであろう。

(3) 違憲判決の効力

違憲の判決を受けた法令の効力については、学説上2説に分かれる。

(イ) 第一説

個別的効力説

この説は法令が違憲であると判決された場合に、当該事件についてのみ、その法令の適用が拒否されると解する。この見解は我国の学界において有力説である。この説は審査権が行使される場合は、具体的訴訟事件の場合に限るという具体的前提的審査制と結びつき、審査権の行使も通常の裁判の形式をとるべきであると解するならば、その判決の効果についても同様に通常の裁判における判決の効力と同じであり、個別的効力説をとるべきであると説く。

(ロ) 第二説

一般的効力説

この説は法令が違憲であると判決があった場合に、その法令は一般的に効力を失うと解する。この説はいわゆる憲法裁判所を認める抽象的審査制と結びつき、憲法裁判という特別の裁判形式を認めるならば、その判決の効果についても同様に通常の裁判における判決

の効果とは異なり、一般的効力説をとるべきであると主張する。

思うに、個別的効力説が憲法の趣旨にそうのではないだろうか。その根拠はつぎの二点に求められる。

(1) わが国の憲法は、憲法裁判所を認めなくて、違憲法令審査権は、具体的事件について附随して認められるものであるから、その効果も当該事件に限られる。

(2) 個別的効力説はその効果が不徹底であり、基本的人権の保障という点では不充分であるとの批判もあるが、違憲の判決がなされると同種の事件については、同様の趣旨の判決が繰り返されるから、立法者は自発的に、その法令の改廃をなすのではないだろうか。

7. 違憲審査制の運用上の問題

運用上の問題で注目すべき点が三点ある。

第一点はわが国においては、アメリカ合衆国とことなり、最高裁判所で法令の違憲の判決を下したのは僅かに2件のみであるという点である。その一つは、尊属殺法定刑違憲の判決（昭48，4，4）であり、他は薬局の距離制限違憲判決（昭50，4，30）である。

第二点は最高裁判所と下級裁判所との間に距離のあることであろう。すなわち、下級裁判所で違憲とされた法律や条例が最高裁判所で合憲とされるような事例が多く、その点で下級裁判所と最高裁判所との間に距離がある点であろう。このことは一面、最高裁判所の慎重さを示しているのかも知れない。

第三点は下級裁判所は最高裁判所の先例に真正面から対抗しないで、法令を憲法に適合するように解釈して、法令そのものを合憲としながら、法令の意味をそのように限定的に解釈することにより、訴訟当事者の権利を救済している点である。（合憲の限定解釈論）

このような合憲の限定解釈論の姿勢をとることにより基本的人権はより確保されることであろう。

合憲の限定解釈について一言すればこれは、ある法令の規定を全面的に違憲とすることを避けながら、問題の規定を憲法に適合するように限定的に解釈したうえで、具体的に事件に適用する方法をとるのである。ただ注意すべきは規定の文言や立法趣旨から、あまり離れた限定解釈は、司法権による法律の「書きかえ」になるおそれのあることであろう。

違憲法令審査制の実態をみると憲法判断積極主義と憲法判断消極主義がある。前者は、裁判所は審査権を積極的に行使すべきであるとし、後者は、裁判所は違憲審査権の行使に慎重であるべきであると主張する。

憲法判断を積極的に下した判決としては、

(イ) 砂川事件判決（昭34，12，16 最高裁判決安保条約を合憲とする）

(ロ) 朝日事件判決（昭42，5，24 最高裁判決、念のためという傍論の形式で憲法判断に立入って生存権のプログラム説を支持する）

(ハ) 全農林警職法事件判決（昭48，4，25 最高裁判決、最高裁の従来判例を変更し官公労働者の争議の全面的禁止とその違反に対する刑罰適用を合憲とする）

(ニ) 長沼事件判決（昭48，9，7 札幌地裁判決、自衛隊を憲法違反とする）

などがある。

ところで、憲法判断積極主義は、必ずしも違憲判断積極主義を意味しないという点に注意すべきであろう。

憲法判断消極主義にあつては、ややもすると憲法判断をもち出さずに、裁判ができる場

合には、憲法判断をするに及ばないだけでなく、憲法判断をなすべきではないとする。たとえば恵庭事件において、札幌地方裁判所判決（昭42，3，29）のとった姿勢がそうである。その判決において、砲撃連絡用の通信線を切断した被告人の行為を自衛隊法121条に該当しないと無罪を言い渡し、そうである以上憲法問題について、何らの判断を行なうべきでないとした。

ところで、憲法判断積極主義及び憲法判断消極主義に対し、憲法判断をなすべきであるかどうかを裁判所の高度の裁量にゆだねるべきであるとの主張もでてくる。たとえば、自衛隊を違憲とした長沼事件札幌地方裁判所判決（昭48，9，7）は、この立場をとったものと考えられよう。

なお、憲法判断回避の技術として、統治行為論がある。統治行為論においては、国家統治の基本に関する高度に政治性のある国家行為については、それに対する法的判断が可能であっても、裁判所は、それをさしひかえるべきであると説く。統治行為論は、わが国では砂川事件最高裁判所大法廷判決（昭34，12，16）によって採用された。

その判決において、つぎのようにのべている。

「本件安全保障条約は、主権国として、わが国の存位の基礎にきわめて重大な関係をもつ高度の政治性を有するものというべきであって、その内容が違憲なりや否や法的判断は、その条約を締結した内閣およびこれを承認した国会の高度の政治的ないし自由裁量的判断と表裏をなす点が少なくない。それゆえ、右違憲なりや否やの法的判断は、純司法的機能をその使命とする司法裁判所の審査には原則として、なじまない性質のものであり、したがって、一見きわめて明白に違憲無効であると認められる限りは、裁判所の司法審査権の範囲外のものであって、それは、第一次的には、右条約の締結を有する内閣およびこれに対して承認権を有する国会の判断にしたがうべく、終局的には、主権を有する国民の政治的批判に委ねられるべきであると解するを相当とする。」

統治行為論が乱用されると、具体的事件の解決の場合、憲法判断を求める訴訟当事者にとって、不利な結果をもたらすおそれがある。とくに刑事事件について、統治行為論によって適用法令の違憲判断をさしひかえることによって、もし憲法判断をすれば、違憲とされるかもしれないその法令の刑罰を適用されることによって、被告人は有罪とされるからである。この点で統治行為論の理論は慎重に運用せられるべきであろう。

8. むすび

憲法判断積極主義をとるべきか消極主義をとるべきかは、一概に論ぜられないであろう。それは基本的人権の擁護にとって、どちらがより適しているかの実質的判断にまかせるべきであろう。国民は裁判所の役割に期待するとともに基本的人権を確保するための普段の努力が肝要であろう。

参 考 文 献

末延三次　　違憲立法審査制
宮沢俊義　　憲法
原龍之助　　憲法概説
NHK 大学　　法学
憲法判例百選（川添利幸　違憲法令審査制の性格）

（昭和50年9月29日受理）

ソーシャルケースワークとパーソナリティ

第一部 パーソナリティ論

下 田 正
今治明德短期大学

Social Casework and Personality

PART I Personality

Tadashi SHIMODA
Imabari Meitoku Junior College

I はじめに

ソーシャルケースワーク (Social Casework) は、基本的にいって個人及び家族の社会生活上・対人関係上の諸問題を対象とし、その諸問題を軽減し解決してゆく一つの専門的援助方法あるいは過程として理解されている。なおケースワークのソーシャルな側面、つまりクライアント (Client) の社会関係に注目した問題理解と問題解決方法・過程は重要であり、それはソーシャルケースワークを一つのユニークな専門的援助活動として存立させているようである。個人は彼のもつ基本的要求を充足するため、社会的資源 (社会的制度・組織・機関等) との関わりをもつのであるが、その関わりにおいて問題が若起した場合、ケースワークは大別して二つの過程からその問題を解決していこうとする。一つは個人の内的諸能力の開発・動員、他の一つは社会的資源の開発・動員である。したがって、この二つの問題解決過程は、その志向性として個人のパーソナリティの発達 (Personality Development) と社会の改良 (Social Remendment) を必然的に要請する。とくにケースワークの場合はその性質からいって個人及び家族の問題を直接的に対象するところから、個人のパーソナリティの発達という問題解決の志向性については多大の注意と関心を払っている。そこで本論文においては、ケースワークとパーソナリティの関連性を後者の力動性と発達性という観点から考察したいと考える。枚数の都合から、まず本稿ではパーソナリティ論を展開し、次稿においてケースワークとパーソナリティの関連性について言及することにする。

II パーソナリティの精神分析的構造論

パーソナリティの研究は、生理学・心理学・精神医学・社会学・社会心理学・文化人類

学の立場からなされており、それらは構造論（アカデミックで静態的な記述をおこなった Cattell, R.B. や Eysenck, H.J., 力動的な構造論を展開した Freud, S. や新フロイト派そして Lewin, K. 等）、類型論（生理＝心理的類型論の Kretschmer, E. や Jung, C.Y. 等、社会＝文化的類型論の Fromm, E. や Riesman, D. 等）という形で紹介されているが、ここでは特に精神分析によるパーソナリティ構造論を中核にすえて論及したいと考える。何故なら本稿の全体を貫く意図が、パーソナリティのアカデミックな静態的記述ではなく、その動態的なつまりパーソナリティの力動性と発達性の理解にあり、それを最終的にはケースワーク実践との関わりの中で把握しようとする点にあるからである。そういう意味において、神経症患者の治療実践の中から結実した精神分析のパーソナリティ構造論は、極めて実践的、戦略的、臨床的な内容を具備していると考えられるからである。

さて、ここでの精神分析のパーソナリティ構造論は、フロイトの精神分析理論¹⁾と現代精神分析の理論家 Hartman, H. の自我論²⁾に立却しつつ私見を加えながら構成したものであるから、あえて精神分析的構造論と称し、その中心的論点は、パーソナリティの構造要素とその機能にある。

フロイトは、人間の精神をエス・自我・超自我という三つの力学的領域（構造要素）に分け、各々の機能を概念的に説明した。結局それら三つの構造要素は、永続的な心理学的構造要素として存立し、各々が独自の機能を行行使することによって全体としての精神を形成していると考えたのである。

a) エス これはイドとも呼ばれ、人間が生れながらにもっている生物学的、体質的、原始的、本能的な衝動や欲求を意味する。したがってそのエスの働きは、原始的、本能的な衝動や欲求それからその蓄積によっておこる緊張を、即時的に解放したり弛緩させることにある。このような生物学的な働きを心理学的に捉えるならば、それはまさに「不快をさけ、快を求める」という快感原則に従って機能する、いわば「快感機能」と表現できるものであろう。しかし、現実的な諸拘束の下では、エスの快感機能だけをもってその全面的意図の完全な実現は不可能である。何故ならエスの快感機能自体は、現実外界に対する知覚等といった醒めた意識を有しないからである。こうして、エスは現実外界の知覚を通じて、その意図を計画的、有効的に実現することを要請する。ここに、自我発生の契機がある。

b) 自我 フロイト自身が語っているように、自我は「知覚の媒介により外界の影響によって変化した部分³⁾」であり、それはエスの意図を現実外界という拘束の中で有効に実現しようとする機能をもつ。その機能を支配している原則は「現実原則」と呼ばれている。自我が外界の知覚という媒介により、エスの現実的実現を図ろうとする「現実原則」によって機能することから、発生的にはエスに由来する自我でありながら、それはエスそのものではない。

フロイトは、その治療実践においてこの自我の機能を重視し、その機能をもってエスと外界現実の力学的葛藤やエスと次に述べる超自我の力学的葛藤を調整し統合するという積極的、主体的役割を期待したものの、理論的には充分それを明確にしえなかった。したがって、彼の記述した自我の機能は、例えば防衛機能 (Defence Mechanism) にみられるように、エスや現実外界や超自我という力学的要素に圧倒され翻弄された受動的、妥協的な機能、つまり三つの力学的軋轢の中に収束されてしまう機能にすぎなかったのである。こ

これは、神経症理論としてのフロイトの精神分析理論の限界を示すものであった。しかしながら現代の精神分析理論では、神経症患者のもつ健康な側面や正常で健康な一般人の精神構造をも理解するための「自我論」を展開している。現代精神分析理論家の一人であるハルトマンは、自我の機能をフロイトが記述したところのエス・超自我・現実外界という三者間の葛藤調整のために妥協的・受動的に機能する防衛機能のみに収束させることなく、その葛藤外にあって自己の独立性を主張する、より積極的・統合的・全体的な自我の働きをもそれに含まれるとした。彼の自我論によると自我の純粹な形は、知覚・認識・思考・言語・記憶・運動・知能等といった高次な能力であって、それらはエスや超自我や現実外界やそれらの力学的葛藤からも相対的に独立したものであり、そこから自我独自の機能が導かれるとした。そしてそれを、自我の自律性(Ego Autonomy)とよび、その自律的自我機能を一次的自我自律機能と二次的自我自律機能とに分けて説明したのである。前者は個体の脳や神経系統を中心とした身体的成熟に基礎づけられた機能を示し、後者は後天的な経験や学習といった環境との相互作用を通じてその葛藤から生じしかもそれが比較的安定性を獲得してから働く機能を示すものとして捉えられた。さらにこの自律的自我機能群は構造論的に捉えられ、葛藤外自我領域(Conflict-Free Ego Sphere)という領域の仮定をおこないそこに位置づけられた。このことによって、構造論的にも曖昧であったエスや超自我と自我の関係を乗り越え、自我はエスや超自我とは相対的に独立した構造と機能をもつ独自のものとして理解されるに至った。つまり、発生的にいてエスの派生体としての自我、自我の分化したものとしての超自我、さらに外界の知覚を媒介とした現実外界の代表者としての自我等と表現されるように、エスや超自我や現実外界と自我といった曖昧な関係は払拭されたのである。以上のようなハルトマンの自我の自律性を強調した自我論は、次に環境への主体的適応論へと展開される。それによるとまず適応を自己変化的(Auto-Plastic)側面と環境変化的(Allo-Plastic)側面に分け、特に後者のいわば積極的な適応の仕方の主体的基盤を自我の自律性とその発達にみいだそうとしたのである。結局このことによって、自我の機能のうちの消極的、妥協的、順応的な機能(例えば防衛機能)に加えて、より積極的、能動的な環境への働きかけを行う機能を含む全体的な自我機能を理論的に示唆することとなったのである。そして、彼はエス・超自我・現実外界の三大権力をめぐる力学的葛藤という事態に、自我がどれだけその自律性を退行させることなくその機能を発揮するかによって、人間の精神の健康が規定されると考えたのである。このハルトマンの自我論とそれに関連した適応論を中心に自我の機能を一言で表現するならば、それは「統合機能」とよべるであろう。しかし、ここで統合機能という語を使う場合、それはエス、超自我、現実外界の力学的葛藤・対立を静止した時間性の内部で調和させ調整するということを意味すると同時に、時間的、歴史的に不断に克服し止揚するというダイナミズムの意味を含ませている。後者の意味は、とくにハルトマンの自律的自我機能概念と主体的適応論から導かれたものに他ならない。

c) 超自我 超自我は、一応自我が形成された後に両親をはじめとした他者との交流(特にしつけや教育)によって培われた社会的・文化的価値が心理的に内在するに及び自我が分化したものとしてある。そして、それはその価値の実現を追求するという機能をもつものである。なお、その価値には二つの意味が含まれ、一つはまさしくしつけや教育によって内在化されたエス否定的な社会的・文化的価値を意味し、他の一つは必ずしもし

つけや教育によって内在化されない、ある時はそれに逆って自らが形成する理想的な自己像を意味している。

この超自我の社会的・文化的価値追求の機能は、エスの快感機能やエスの現実的実現を図ろうとするだけの自我の機能を、その価値体系から抑制しチェックするものである。このような超自我の機能を、価値の実現を追求する機能という意味から「価値機能」とよんでおこう。

以上が三つの構造要素からなる精神分析の構造モデルを基盤とした精神分析的構造論の骨子であるが、今一度要約しておきたい。

a) エス エスは本能的衝動・欲求の即時的充足を求めるものであり、その働きは「快感原則」に従って機能するものである。それを、私は「快感機能」と表現した。

b) 自我 自我は発生的にエスに由来するが、現実外界の知覚を媒介とする点でエスそのものではない。エスの意図を現実的諸拘束に対応させながら計画的、有効的に実現させようとするのが自我なのである。だが、自我形成後自我が分化して超自我が誕生し機能するようになると、自我は単にエスと現実外界間の力学的葛藤の調整統合のみならず、それに超自我を加えた三者間のそれを調整統合する機能を示すようになる。しかも、その調整統合は、エス・現実外界・超自我の力学的葛藤に対して妥協的、受動的、消極的な均衡化作用を意味するのみならず、ハルトマンの自律的自我機能概念にみられるように、むしろ主体的、能動的、積極的な均衡化作用を意味するのである。それを、私は「統合機能」と表現した。

c) 超自我 超自我は、一応自我が形成された後に両親をはじめとする他者との交流の中で、ある時はそれに従って、ある時はそれに逆って自らが選択し獲得してゆく社会的・文化的価値の心理的内在であり、その機能はその価値の実現の追求である。それを、私は「価値機能」と表現した。

こうして、私は、精神分析による構造モデルを基盤としその機能に論点を絞り、各々の構造要素のもつ機能を、エスのそれを「快感機能」、自我のそれを「統合機能」、超自我のそれを「価値機能」と象徴的に表現した。

III パーソナリティの力動的構造論

先に精神分析のパーソナリティ構造モデルを基盤とし、とくにその構造要素のもつ機能に中心的論点をあてた構造論を素描したので、ここではそれを素材としつつより掘り下げたレヴェルから、つまりその機能を基底的にカーナライズする力動性のレヴェルから把握しなおし、よってパーソナリティ構造の構造化というダイナミズムを検討したい。

パーソナリティの力動性を基本的に決定づけているのは、とりもおさずパーソナリティのもつ欲求をおいて他にない。したがってパーソナリティを構成する各構造要素は、その欲求とその充足という力学的原理に立って機能していると考えることができる。前章でとりあげたエスの快感機能、自我の統合機能、超自我の価値機能もその例外でない。しかしながら、フロイトが欲求といった場合、それはまさにエスの本能的衝動・欲求を意味し、そのためエスの快感機能は勿論のこと自我や超自我の機能も基底的にはその本能的衝動・欲求の充足という力学的原理の延長線上において機能すると考えられている。少くとも論

理的に言えばそうである。実際的には自我や超自我の機能が、エスの本能的衝動・欲求を抑制・抑圧するというエス否定的な働きを示すにもかかわらずである。このフロイトのエス中心の力学的原理つまり三構造要素の基底の欲求としてその中核にエスを位置づけるという考えは、構造要素の発生史的な捉え方でありしかも発生史的には一番古いもの(エス)に対する過度な評価を示すものである。だが、エスが自我に、自我が超自我に分化し各々独自の自律的な機能を行使するという事実は、自我と超自我が単にエスの本能的衝動・欲求の解放・充足という力学的原理の延長線上に位置づけられるというよりも、むしろエスから自我へ、自我から超自我へと各構造要素が派生した時点で、エスの力学的原理とは全く区別できる自我には自我の超自我には超自我の固有の欲求が生じ、各々の欲求充足という力学的を有していると考えられることを示唆するものではないだろうか。しかも、この自我や超自我の欲求充足という力学的原理は、エスの欲求充足という力学的原理と同じように、人間のまさに人間的な生の維持に奥深く結びついており、それら三つの固有な欲求の充足は人間のトータルな欲求の充足を表現するものではないだろうか。

このような反問から、私は、三構造要素の一構造要素にすぎないエスの力学的原理のみに過大な評価を与える精神分析とは一応別の視点から、つまり各構造要素のもつ力学的原理を等価的に評価するところから導かれる各々固有の力学的原理を抽出しておきたい。暫定的な概念として、エスの快感機能を導く力学的原理を「エス欲求とその充足」、自我の統合機能を導くそれを「自我欲求とその充足」、超自我の価値機能を導くそれを「超自我欲求とその充足」と呼んでおこう。それらの欲求は、三構造要素のもつ機能から帰納的に導きだした仮設的概念である。それでは、その仮設的概念としての欲求とその充足に向う各々の機能との関連を簡単に説明しておきたい。

a) エス欲求と快感機能

このエス欲求という概念で表現する欲求は、人間の初源的な欲求であり、心理学や社会心理学等でいう生理的欲求あるいは一次的欲求概念にほぼ相当する。具体的にエス欲求を表現すれば、狭義には飲食・呼吸・排泄・休息・睡眠・生殖そして危害や熱冷等による不快や痛みの回避といった生理学的欲求を意味するが、もっと広義には人間の身体的・生理的発達過程において若起する人間の諸能力の自己目的的展開を求める欲求、例えば活動欲求・美的欲求・知的欲求等もエス欲求に含まれる。いずれにしてもここでエス欲求という概念で表現する欲求というのは、人間の身体的・生理的組織、器官、機能、その発達に直接的に関連性をもっている欲求を意味している。したがってこのエス欲求の不充足は、人間の身体的・生理的側面における生存やその発達の維持・存続を脅かすことになる。その意味で、エス欲求は人間の生の肉体的側面において絶対的なものであるといえよう。

さて、このエス欲求の充足は如何にして可能であろうか。勿論そのエス欲求の充足という力学的原理に基づいて機能するのは、エスの快感機能である。しかしその快感機能によるエス欲求充足の仕方は、現実外界との合理的関わりをもたない即時的なものであるため、その充足において不全性をもつ。つまりエスの快感機能自体によるエス欲求充足は、まさに即時的で生理的反射や夢・空想・神経症的行動・短絡的な非・反社会的行動による充足であるため不十分なのである。よって快感機能はエス欲求の充分な充足をはかるために現実外界の知覚を行う自我の機能を要請する。この自我の機能によって、現実外界との生きて関わりの中でエス欲求が充足される結果、その充足において完全性をもつ。前章で自我

の機能を統合機能と表現したわけであるが、ここでいうエス欲求の現実的充足その結果完全な充足をはかる自我の機能は、その統合機能の一側面、すなわちエス欲求を現実外界の力学的葛藤の調整・統合機能を意味するわけである。

b) 自我欲求と統合機能

自我欲求という概念で表現する欲求は、a')のところで指摘したように、発生的にはエス欲求充足においてエスの快感機能が不全性をもつためにエス欲求の現実的充足をはかる自我の機能が働きはじめた時点で発生する欲求であると考えられる。したがって自我欲求は、エス欲求を現実的な諸条件（自然的・社会的諸条件）を知覚し吟味した上で充足させようとする自我の機能を導くものであるから、具体的にはエス欲求の現実的充足のための現実的な場や機会、そして手段（道具・技術）を求める欲求である。例えば、飲食を確保するために職を求めあるいは職につくための技術を修得したりしようとするのは、この自我欲求に他ならない。だが、自我欲求は単にエス欲求の現実的充足のための現実的な場や機会、そして手段（道具・技術）を求める欲求を意味するのみならず、次に説明する超自我欲求の現実的充足のためのそれらを求める欲求をも意味していることを確認しておかねばならない。というのは、超自我欲求の充足という力学的原理に基づいて機能する超自我の価値機能は、エス欲求充足においてエスの快感機能が不全性をもっていたと同様に、それも超自我欲求の現実的充足において不全性をもつからである。こうして、自我欲求はもともと発生的にはエス欲求の現実的充足を求めるものであるが、それにとどまらず超自我欲求の現実的充足を求めるものでもあると理解される。結局自我欲求とは、エス欲求と超自我欲求の現実的充足をはかるための現実的な場や機会、そして手段（道具・技術）を求めるものであり、その不充足は人間と環境（自然的、社会的環境）とのヴィヴィッドな関わりの喪失を意味する。そしてこの自我欲求の充足という力学的原理は、エス欲求・超自我欲求・現実外界間の力学的葛藤を、基本的には前二者の立場にたって調整・統合しようとする自我の統合機能を導くのである。

c) 超自我欲求と価値機能

前章で超自我を社会文化的価値の心理的内在であると半ば曖昧に理解したが、ここではもっとそれを人間の根源的欲求のレベルから明確に理解しようと思う。超自我欲求という概念で表現する欲求は、人間が単に＜生きる＞だけを求める存在ではなく、＜生きることの意味や価値＞を求める存在であることの客観的表明であるが、それを具体的に述べるならば、人間が生きるために関わりをもつ場や機会、そして手段（道具・技術）との関係（人間がエス欲求の現実的充足のために関わりをもつものとの関係）において肯定的な自己確認を求める欲求⁴⁾として理解される。このように、この欲求は現実外界との関わりの中で顕在化し洞察しえる欲求であるから、発生的には自我欲求の生じた後にそれが派生すると考えられる。さて、この超自我欲求はまさに人間固有の欲求であり、人間がその生を人間たらしめるところの実存的欲求であるといえるに違いない。したがってこの超自我欲求の不充足は、人間のまさに人間の生の維持・存続を脅かすことになる。その意味で、超自我欲求は人間の生の精神的側面において絶対的なものであるといえよう。

この超自我欲求の充足という力学的原理に基づいて機能するのは超自我の価値機能であるが、その充足の仕方は、エスの快感機能がそうであったように、現実外界との合理的関わりをもたない即時的なものであるためその充足において不全性をもつ。つまり超自我の

価値機能による超自我欲求充足は、まさに即時的で夢・空想・神経症的行動・短絡的な非・反社会的行動等をとおして肯定的な自己確認を確保するものであるため不充分なのである。このため、超自我欲求はその現実的充足をはかるために自我の機能を要請する。この超自我欲求の現実的充足をはかる自我の機能は、その統合機能の一側面、すなわち超自我欲求と現実外界の力学的葛藤の調整・統合機能を意味するわけである。

以上述べてきたように、パーソナリティを構成する構造要素は、各々固有の欲求を有し、それに基づいて各機能が導かれるのであるが、今一度各々の欲求の充足（力学的原理）とその機能を整理し要約しておこう。

a') エス欲求と快感機能

エス欲求とは人間の身体的・生理的組織、器官、機能、その発達に直接的に関連性をもつ欲求を意味し、その不充足は人間の身体的・生理的側面における生存やその発達の維持・存続を脅かす。このエス欲求の充足という力学的原理に基づいて機能するのがエスの快感機能であるが、その機能は現実外界との合理的関わりをもたない即時的なものであるため、その充足において不全性をもつ。具体的にそのエス欲求の充足の仕方を述べるならば、それはその即時的充足をはかるための生理的反射や夢・空想・神経症的行動・短絡的な非・反社会的行動による充足である。

b') 自我欲求と統合機能

自我欲求とは、エス欲求と超自我欲求の充足をはかる（前者はエスの快感機能、後者は超自我の価値機能）機能が現実外界との合理的関わりをもたないためにその充足において不全性をもつことから導かれたところの、その現実的充足をはかる現実的な場や機会、そして手段（道具・技術）を求める欲求である。そしてこの欲求の不充足は、人間と環境とのヴィヴィッドなく生きた関係の喪失を意味する。この自我欲求の充足という力学的原理に基づいて機能するのが自我の統合機能であるが、その機能はエス欲求・超自我欲求・現実外界間の力学的葛藤を基本的にエス欲求と超自我欲求の立場にたって（エス欲求と超自我欲求の力を借りて）調整・統合する働きを示すのである。その意味で自我欲求は、エス欲求を超自我欲求を下部構造としたところの現実的合理的欲求といえるだろう。

c') 超自我欲求と価値機能

超自我欲求とは人間が単に＜生きる＞だけを求める存在ではなく＜生きることの意味や価値＞を求める存在であることの客観的表明であり、人間が生きるために関わりをもつ場や機会、そして手段（道具・技術）との関係において肯定的な自己確認を求める欲求である。この欲求は人間固有の欲求としてあり、その不充足は人間のまさに人間的生の維持・存続を脅かす。この超自我欲求の充足という力学的原理に基づいて機能するのが超自我の価値機能であるが、その機能はエスの快感機能がそうであったように、現実外界との合理的関わりをもたない即時的なものであるためその充足において不全性をもつ。具体的にその超自我欲求の充足の仕方を述べるならば、それはその即時的充足をはかるための夢・空想・神経症的行動・短絡的な非・反社会的行動による充足である。

それでは上述した私見を基にして、パーソナリティ構造の構造化というダイナミズムを検討してゆくことにする。パーソナリティが一つの構造体として捉えられる時、それはパーソナリティを構成する要素（構造要素）がパーソナリティのもつ欲求の充足のために何らかの機能を行使し、それがパターン化され比較的恒常的な形態を有する事態を意味

している。そして、このパターン化され比較的恒常的な構造要素の機能的関係の形態には様々なバリエーションがあり、その形態がパーソナリティのもつ欲求の完全充足に向って体系化される傾向をもつとき、それはパーソナリティの構造化といえる。したがってパーソナリティ構造の構造化というのは、パーソナリティのもつ欲求の完全充足に向って各構造要素の機能的関係が体系化される傾向であると理解される。

さて、ここでパーソナリティのもつ欲求というのは、エス欲求、自我欲求、超自我欲求を意味するのであるが、それら欲求の完全充足というのは自我欲求の完全充足によって代表される。というのは、エス欲求や超自我欲求の完全充足は現実外界との関わりの中でそれらの現実的合理的充足をはかることを意味し、それは自我欲求の完全充足によって可能となるからである。今一度本稿の文脈に従ってパーソナリティ構造の構造化を規定するならば、それは自我欲求の完全充足（エス欲求と超自我欲求の現実的合理的充足）にむかって各構造要素の機能的関係が体系化される傾向であるといえるだろう。

それでは自我欲求の完全充足にむかって各構造要素の機能的関係が体系化される傾向というのは、どういう事態を意味するのであろうか。自我欲求の完全充足にむかっている構造要素は自我でありその統合機能である。したがって、自我の統合機能はパーソナリティ構造の構造化をはかる中心的機能主体として位置づけられる。もし自我の統合機能が自我欲求の完全充足（エス欲求と超自我欲求の現実的合理的充足）にむかって充分機能しない場合は、次の様な三つのパーソナリティの非構造的形態の固定化をもたらすだろう。（ア）一つの形態は、エス欲求充足の不全的形態、（イ）二つめの形態は、超自我欲求充足の不全的形態、（ウ）三つめの形態は、エス欲求と超自我欲求充足の不全的形態である。これらは自我の統合機能の機能不全の結果であり、自我欲求の一面的不充足（アの場合はエス欲求の、イの場合は超自我欲求の現実的合理的欲求の不充足）、あるいは全面的不充足（ウの場合でエス欲求と超自我欲求の現実的合理的欲求の不充足）の固定化である。アの形態は超自我欲求充足は完全であるがエス欲求充足においては不全的であるという場合で、自我の統合機能が超自我欲求と現実外界との葛藤の調整・統合は果しているもののエス欲求と現実外界との葛藤のそれは果していないという自我欲求の一面的不充足を意味する。この場合でのエス欲求の充足はエスの快感機能だけによって行なわれる結果、つまり生理的反射・夢・空想・神経症的行動・短絡的な非・反社会的行動によって行なわれる結果、不全的である。だからこの型のパーソナリティの持主は、現実外界（具体的には他者や事物を意味する）との関わりにおいて肯定的な自己確認を得ること（超自我欲求の現実的合理的充足）はできるものの、それが身体的、生理的欲求の現実的合理的充足に結びつかない生き方をする人間である。誤解を恐れず、そのタイプの人間像を想像すれば、それは肉体的側面での生を犠牲にしても精神的な生を選択する傾向のある、芸術・宗教・道徳・信条・道徳・思想等に身を投げだす人間に多くみられるタイプといえるだろう。イの形態はエス欲求充足は完全であるが超自我欲求充足においては不全的であるという場合で、自我の統合機能がエス欲求と現実外界との葛藤の調整・統合は果しているものの超自我欲求と現実外界との葛藤のそれは果していないという自我欲求の一面的不充足を意味する。この場合での超自我欲求の充足は超自我の価値機能だけによって行なわれる結果、つまり夢・空想・神経症的行動・短絡的な非・反社会的行動によって行なわれる結果、不全的である。だからこの型のパーソナリティの持主は、現実外界との関わりにおいて身体的、生理的欲求

の現実的合理的充足はできるものの、それが肯定的な自己確認（超自我欲求の現実的合理的充足）に結びつかない生き方をする人間である。例によってこのタイプの人間像を想像すれば、それはAのタイプとは全く異なり、精神的側面での生を犠牲にしても肉体的な生を選択する傾向のある、非常に実利的な利害打算に支配された実業等に身を投げだす人間に多くみられるタイプといえるだろう。ウの形態は全くの自我統合機能の機能不全によってもたらされる自我欲求の全面的不足を意味し、それはエス欲求と超自我欲求の現実的合理的欲求の不足を意味する。この場合でのエス欲求と超自我欲求の充足は、前者についてはエスの快感機能、後者については超自我の価値機能だけによって行なわれる結果、つまり夢・空想・神経症的行動・短絡的な非・反社会的行動といった非現実的、観念的、空想的行動によって行なわれる結果不全的である。したがって、この型のパーソナリティの持主は現実外界との生きた関係をほとんどもたないため身体的、生理的欲求と超自我欲求の現実的合理的充足に結びつかない生き方を呈している人間である。このタイプの人間像を想像すれば、それは現実外界との関わりをほとんど欠いた、あるいはそれを無視した自閉的、観念的、空想の世界に生きる人間であるといえるだろう。

以上のように自我の統合機能が自我欲求の完全充足にむかって充分機能しない場合には、三つのパーソナリティの非構造的形態の固定化を生じさせるわけである。この点から考えると、パーソナリティ構造の構造化における自我の統合機能の重要性が理解できるというものである。しかしながら、自我欲求の完全充足（エス欲求と超自我欲求の現実的合理的充足）にむかって各構造要素の機能的関係が体系化される傾向つまりパーソナリティ構造の構造化にとって、自我の統合機能がいかに中心的機能主体たりえても、その構造化にエスの快感機能や超自我の価値機能が関連性をもたないというのではない。自我の統合機能は自我欲求の完全充足に向って機能するものであるが、それがいくらその方向に向って機能していても、一時的には現実外界の要請（自我欲求の即時的完全充足を阻げる自然的、社会的条件）によってその自我欲求の即時的完全充足の延期を余儀なくされる場合がある。具体的にいうと、エス欲求と超自我欲求の現実的合理的充足のための現実的な場や機会、そして手段（道具・技術）を求めようとして自我の統合機能が機能していても、未来においてはともかくも現時点においては現実外界の要請によってそれが実現できない場合があるということである。この際には、エス欲求と超自我欲求の充足のためそれが不全的充足しかもたらさないものであっても、エスの快感機能と超自我の価値機能が機能しなければならぬ。何故なら、エス欲求と超自我欲求の完全不足という事態は、人間そのものの死をしたがってパーソナリティの死そのものを意味しているからである。そういう意味で、人間の生を、人間のパーソナリティを最終的に維持する機能としてエスの快感機能や超自我の価値機能が重要になってくる。しかし、だからといってこの二つの機能が、パーソナリティのもつ構造要素の中で中心的役割を行使するのではパーソナリティ構造の構造化は考えられない。パーソナリティ構造の中でエスの快感機能と超自我の価値機能が重要な位置を占有しそれが永続的になればなる程、パーソナリティの非構造的形態の固定化がもたらされることはいうまでもない。したがって、パーソナリティ構造の構造化においては、あくまでも自我の統合機能が中心となり、この二つの機能はあくまでも自我欲求の完全充足にむかう自我の統合機能が現実外界の要請によって一時的にその完全充足の延期を余儀なくされる、つまり一時的にエス欲求と超自我欲求の現実的合理的充足の延期を余儀なく

される場合にのみその機能を行使することが必要となってくる。

最後に、パーソナリティ構造の構造化を「それは自我欲求の完全充足にむかって自我の統合機能がその機能を行使し、パーソナリティのもつ機能的関係においてもその自我の統合機能が中心となりエスの快感機能や超自我の価値機能が機能的に体系化される傾向である。」と結んでおきたい。

IV パーソナリティの発達論

前節でパーソナリティ構造の構造化について、それは自我欲求の完全充足（エス欲求と超自我欲求の現実的合理的充足）にむかう自我の統合機能を中心として他の二つの機能が機能的に体系化される傾向であると指摘したのであるが、それは自我の統合機能の発達を前提としている。自我の統合機能はハルトマンの自律的自我機能の概念にあらわれたように、その純粋な形は知覚・認識・思考・言語・記憶・運動・知能等といった高次な人間のもつ諸能力であるが、この統合機能の諸能力の発達を前提としなければパーソナリティ構造の構造化は考えられない。例えば乳幼児のパーソナリティの場合、自我の統合機能の諸能力の未発達のためにその機能よりもエスの快感機能や超自我の価値機能が優先的、支配的に機能を示しているから、自我欲求の不充足つまりエス欲求と超自我欲求の不全性をもたらすパーソナリティの非構造的事態がもたらされる。ただそれが非構造におちいらないのは、通常自我の統合機能を代替する他者の援助があるからである。しかし、自我の統合機能の諸能力の発達にともないそれが前提となって序々にその機能はパーソナリティ構造の構造化をはかる中心的機能主体たりえるようになり、他の二つの機能はその支配下におかれる傾向へ基盤が用意される。この自我の統合機能の諸能力の発達を前提とし、その機能がパーソナリティ構造の構造化をはかる中心的機能主体たりえるようになる過程は、まさにここであるというパーソナリティの発達であるといえる。だがここで注意すべきことは、自我の統合機能の諸能力（前述した知覚・認識・思考・言語・記憶・運動・知覚等）の発達そのものがパーソナリティの発達そのものを意味するのではないということである。あくまでも前者は後者の前提であるということを確認しなければならない。結局このことは、自我の統合機能の諸能力がいかに発達したとしても、それが自我欲求の完全充足にむかわない場合は、つまりそれがエス欲求と超自我欲求の現実的合理的充足にむかわない場合は実質的に統合機能をはたさないことになり、そこにあらわれるパーソナリティは快感機能や価値機能に支配されたものとなる。だからその諸能力は、あくまでも自我欲求の完全充足にむかって発揮されなければ、パーソナリティの発達とはいえない。

それでは、自我の統合機能の諸能力が自我欲求の完全充足にむかって発揮されるというのはどういうことを意味するのであろうか。それは自我の統合機能の諸能力が（イ）「自我欲求の完全充足状態」のイメージ形成、（ロ）「自我欲求の充足状態」の客観的認識、（ハ）「自我欲求の完全充足にむかって」の創造的実践に発揮されることを意味している。

（イ）「自我欲求の完全充足状態」のイメージ形成

自我欲求はエス欲求と超自我欲求の現実的合理的充足をはかるための現実的な場や機会、そして手段（道具・技術）を求める欲求であるから、「自我欲求の完全充足状態」のイメージ形成はまずエス欲求と超自我欲求の意味や内容を適切に把握することから出発する。と

くにこのエス欲求と超自我欲求は、人間の普遍的存在構造から導かれた絶対的な価値をもつ欲求として把握されねばならない。つまりこの表現は適当でないかもしれないが、エス欲求は人間へ肉体的側面における生を、超自我欲求は人間の精神的側面における生を実現しようとするまさに人間が心底望んでいる欲求であるということが認識されなければならない。次に、これら二つの欲求の完全充足のためには現実外界との関わりがなければならないことを認識されねばならない。これらの認識の上に、エス欲求と超自我欲求の完全充足をはかる現実的な場や機会、そして手段（道具・技術）を求める「自我欲求の完全充足状態」のイメージ形成がなされねばならない。このイメージ形成は、まさに人間の生を実現するしかも豊かな生を実現するためには不可欠なものであるが、そのイメージ自体は非現実的な性質をもつことは言うまでもない。非現実であるから現実を乗り越えることが可能になるのである。だがここで気をつけねばならぬことは、このイメージの中にしばしば外界現実との関わりの中で自我欲求が不当に矮小化され物神化されたところの欲望の充足状態が混在している場合が多いので、それらをこのイメージから厳密に俊別し排除することが必要である。

（ロ）「自我欲求の充足状態」の客観的認識

（イ）におけるイメージから、現実外界との関係の中でその自我欲求が充足されているかどうかを客観的に認識されなければならない。この認識は、当然「自我欲求の完全充足状態」という非現実的なイメージからの認識であるため、現実的な自己と現実外界そしてその関係を批判的に問題化させるものとなる。

（ハ）「自我欲求の完全充足にむかって」の創造的実践

（ロ）の客観的認識を通じてえられた自己と現実外界そしてその関係の問題性を克服するため、「自我欲求の完全充足にむかって」の創造的実践が行なわれなければならない。勿論、その創造的実践は、現実的な自己と現実外界そしてその関係の変革を意味することは言うまでもない。

以上（イ）（ロ）（ハ）であげた事柄は、自我の統合機能の諸能力が自我欲求の完全充足にむかって発揮される際の具体的な論理的要請である。この論理的要請にその諸能力が対応する時、それは自我の統合機能が自我欲求の完全充足にむかって発揮されていることを意味する。こうして自我の統合機能の諸能力の発達を前提としそれが自我欲求の完全充足にむかって発揮されるようになると、その機能はエスの快感機能や超自我の価値機能を支配するようになりその過程がパーソナリティの発達となる。したがって、パーソナリティの発達には自我の統合機能の純粋な形としての諸能力の発達と二つにはその諸能力が自我欲求の完全充足に向って発揮される過程を含んでいるといえるであろう。前者は、脳や神経系統を中心とした身体的成熟と後天的な経験や学習といった成長によって可能となり、後者は後天的な経験や学習によって可能となる。とくに後者はパーソナリティの発達にとって重要な過程であるから付言しておくが、この過程は自我の統合機能の諸能力が自我欲求の完全充足にむかって発揮され構成されるものであるから、このことは後天的な経験や学習に依存している過程であるといえるのである。

註

Ⅱ) 1) Freud, S. 著 井村恒郎訳「自我とエス」『自我論』1970 日本教文社 p. 241～p. 302

- 小此木啓吾著『現代精神分析 II』1971 誠信書房 p. 53～p. 57
- 2) Hartman, H. 霜田・篠崎訳『自我の適応』1967 誠信書房
小此木啓吾著『現代精神分析 II』1971 誠信書房 p. 58～p. 62, p. 114～p. 123
- 3) 前掲書『自我論』p. 259～p. 260
- Ⅲ) 4) 真木悠介（見田宗介）著『人間解放の理論のために』1971 筑摩書房 p. 137
- Ⅳ) 全体にわたって、発想のヒントを前掲書『人間解放の理論のために』から得た。
- Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ) パーソナリティの三構造の定位や把握の仕方そのものは、決して解剖学的な意味での存在ではなく、人間の精神のはたらきを叙述するための概念としてある。

（昭和50年9月22日受理）

東予の関川の流路と中央構造線

永 井 浩 三

今治明德短期大学

The Stream Course of the Seki River and the Median Tectonic Line, Eastern Ehime Prefecture, Shikoku

KOZO NAGAI

Imabari Meitoku Junior College

I. は し が き

最近、西南日本中央構造線の第四紀の運動の問題がさかんに論議されるようになってきた。この問題がはじめて取りあげられたのは辻村太郎東大名譽教授の1924年の論文であろう。

その論文で、新居浜市の東部とその隣の宇摩郡土居町の西部の地域にわたって、比較的近時に、中央構造線に平行な断層が活動して地溝が生じたこと、またそのために河川の流路が変更されただろうということが推定されている。

筆者(1955)は、この地域の中央構造線について述べたことがあるが、その後若干の資料を得たので、それを補足したのが本文である。その結論は、辻村先生が地形学的に予見されたことが大すじにおいて地質学的にも推定できるということである。

本文をまとめるについて、新居浜市郷土館稲見馬治郎、同市泉川小学校近藤松一教諭のお二人から貴重な資料をいただいたり、また現地でご教示をいただいた。お二人に厚くお礼を申しあげる。

本文であつかう地域は、国土地理院のつぎの地形図に含まれている。

1/5,000, 国土基本図, VI-GD, 56, 57, 46, 47

1/25,000, 新居浜, 伊予土居

1/50,000, 新居浜

II. 地形・地質の概要

本文で取りあつかう地域は、新居浜市の東北部とその東隣の宇摩郡土居町の一部である(図1)。

本地域の南部には中央構造線の新居浜時階(永井, 1958)の運動によって生じた石鎚断層崖(辻村, 1923)がそびえており、その北側には、おもに和泉層群で構成されている丘陵(最高点285m)が、中央構造線の一般的な方向にほぼ平行して分布している。この丘陵のほ



図1. 本文であつかう地域を示す

は中央部の北部にある多喜浜にちなんで、この丘陵を仮りに多喜浜丘陵とよぶことにする。

石鎚断層崖と多喜浜丘陵との間には、その東部には宇摩平野、西部には新居浜平野がある。宇摩平野の西端と新居浜平野の東端とは和泉層群や旧期扇状地堆積物から構成されている台地がある(図2, 図3)。

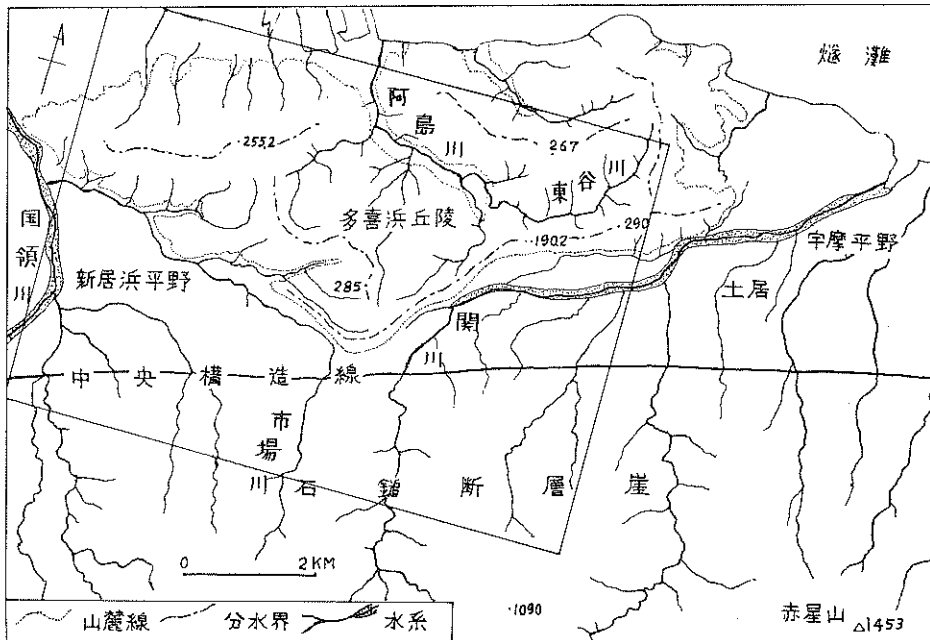


図2. 水系図、図の中のワクは図3の航空写真の範囲を示す

石鎚断層崖は三波川変成岩類で構成されている。この断層崖には北流する必従河流がほぼ等間隔で谷をきざんでいる。隣りあった必従谷の間の山脚の末端には三角末端面が発達している(図3, 4)。

本地域で石鎚断層崖を北流する必従河流のうちで、関川がもっとも長大である。関川は石鎚山脈の東赤石山(1626m)に源を発し、断層崖を流下して平野に達すると、流路を東北方向に変えて、そのまま燧灘に達する。関川の西側の市場川は、新居浜平野に達すると、関川とは反対に流路を西北方に変えて国領川に合流する(図2)。

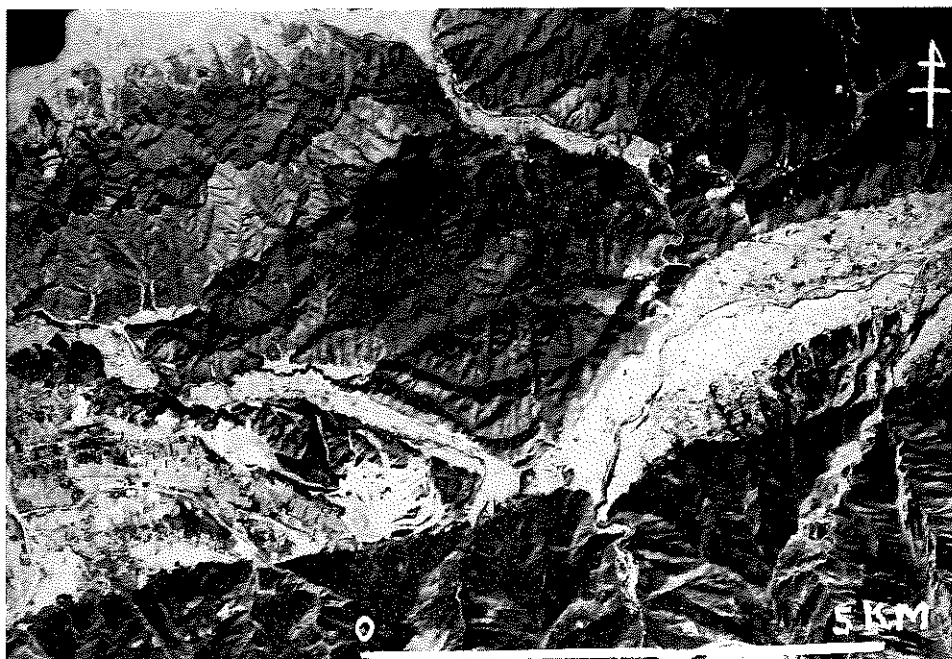


図3. 航空写真、図2のワクで示した区域

多喜浜丘陵は、全般的にはゆるやかな起伏をしている。図5は2万5千分の1の地形図の幅200m以下の谷を埋めて作った地形復旧図である。これによって多喜浜丘陵の地形の特色と、それが石鎚断層崖の地形と対称的にちがっていることがよくわかる。

丘陵のほぼ中央には西北に流れる阿島川がある。阿島川は全長約4kmであるが、その中・下流部の約2.5kmでは谷底の幅がほぼ一定していて、約300mである。この谷幅の広さは、その流量にくらべると広すぎる。すなわち underfit の河川である。

多喜浜丘陵には、おもな分水嶺が2つある(図2)。1つは丘陵の中央部よりも北にかたよっていて東西方向に通っている。もう一つは、丘陵の南の端にごく接近した部分を通っている。後者の分水界の位置は、分水界の位置としては、全く異状である。

多喜浜丘陵は、おもに和泉層群で構成されている。和泉層群はおもに砂岩と頁岩との互層であるが、この丘陵では砂岩が優勢な互層が広く分布している。その他に頁岩が優勢な互層が丘陵の北部と南部とに、礫岩層が丘陵の西北部に狭い範囲に分布している。また厚さ数十cmの凝灰岩層を挟んでいる。現在のところ連続する凝灰岩層は一枚しか見つかっていないようである(稲見, 1975)。

丘陵の西北端には領家カコウ岩類がごく僅か分布している。

丘陵の西北部の端近くに、長さ約3.5kmにわたって、カコウ岩類や和泉層群の上に、礫層が分布している。この礫層を多喜浜層とよぶことにする。

多喜浜層の礫は、おもに三波川変成岩類の円礫であって、径50cmでいどのものが多い、しかし時には径1mでいどの巨礫も含まれている。変成岩類の礫の他に、砂岩やカコウ岩類の礫も少量ながら含まれている。一部には余り長くは連続しない砂層を挟んでいる。膠

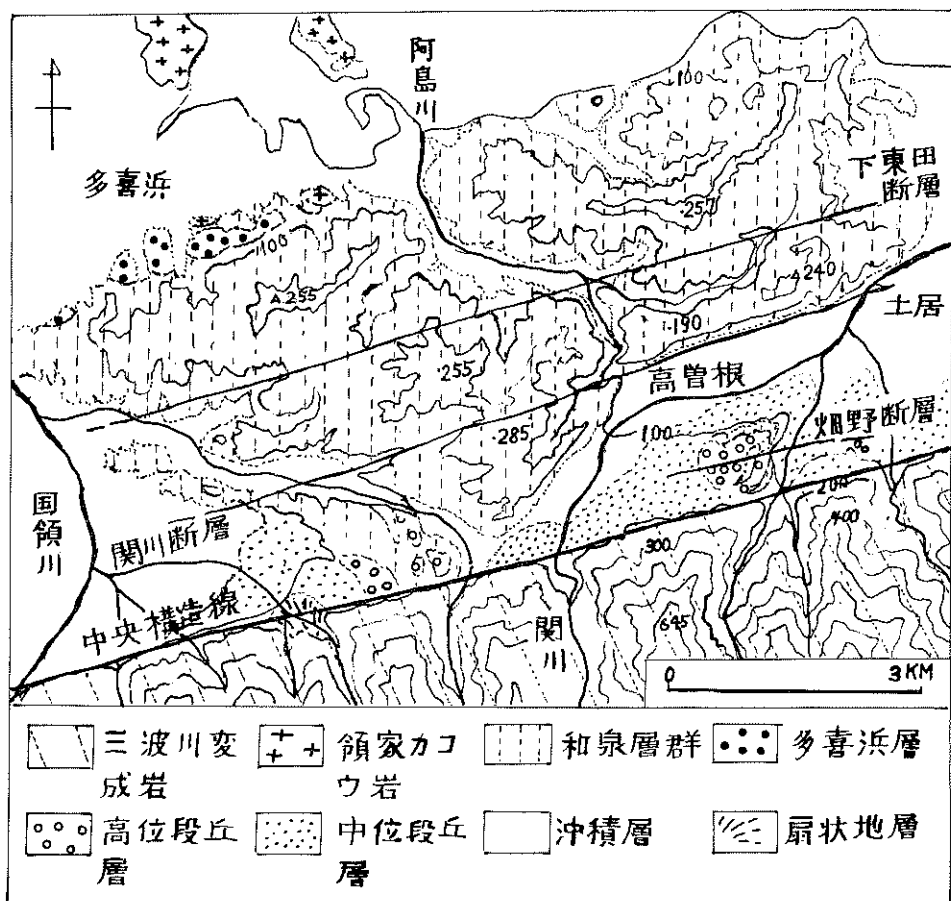


図4. 地質概要図

結の度は弱い。礫はクサリ礫になっているものが多いが、それほど風化が進んでいないものも含まれている。礫の覆瓦構造は東から西に向って流れる水流によって堆積した型を示している。

礫層の基底の高さは、分布地の東部では約 50 m、西部では約 20 m である。層の厚さは東部では薄く、西部に向うにつれて厚くなり、最大の厚さは約 40 m である。

礫層中の砂層の挟みは、西方に $5^{\circ} \sim 10^{\circ}$ 傾斜している。このことと、前記の多喜浜層の基底が西部から東部に向って高くなっているという事から、多喜浜層堆積後あるいは堆積の後期に、少なくとも現在の多喜浜層分布地の地盤に、その西部よりも東部がよけいに隆起するような傾動運動が起ったことが推定される。

多喜浜層の時代については、それを推定する資料はいまのところない。岡田 (1973) は、当地域を含む四国北縁部の第四系を中・古期第四系、高位段丘層、中位段丘層、低位段丘層に分けていて、中・古期第四系の岩質は、ほとんど完全にクサリ礫化していて、相当固結したものであり、堆積原面は全く残っていないとされている。多喜浜層の時代は、これよりも多少新しいものであるかもしれぬ。

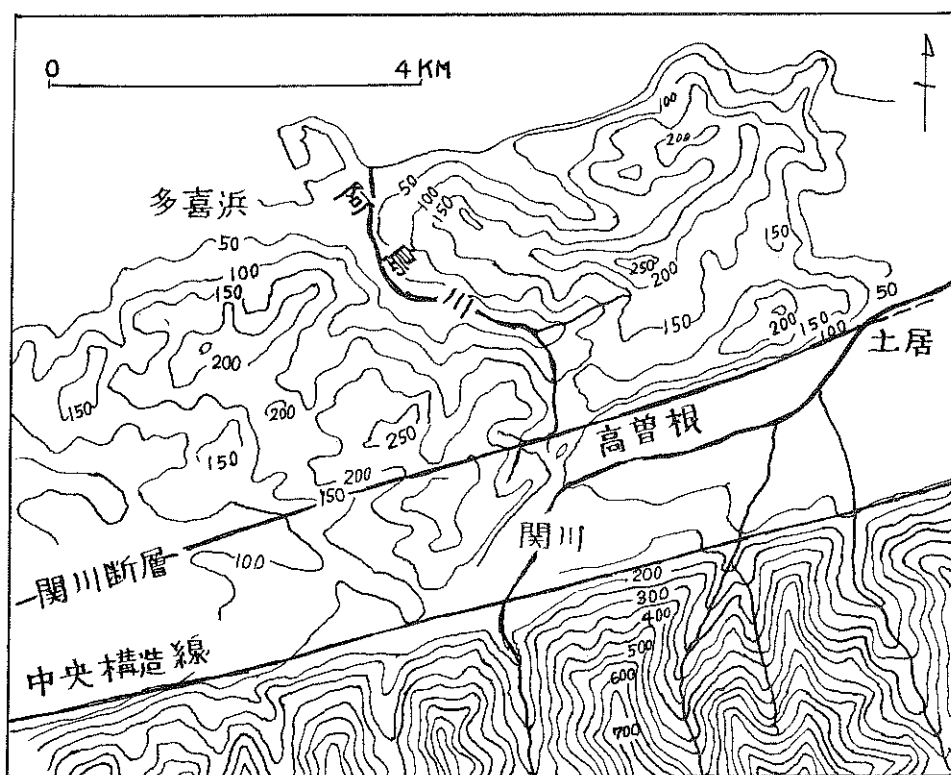


図5. 2万5千分の1地形図の幅200m以下の谷を埋めた地形復旧図

III. 関川断層

関川断層というのは、多喜浜丘陵の東部南縁の急崖をつくった断層およびその西方への断層について須鎗・阿子島（1973）が命名されたものである。

この多喜浜丘陵の東部南縁の急崖を断層であろうと最初に推定されたのは辻村太郎東大名誉教授（1924）である。その原文は「……第二丘陵（本文の多喜浜丘陵にあたる）の東半と石鎚山脈との間に同様の低地ありて関川は其の中を流る。最後のものが関川の側侵食によりで生ぜることは如何にしても不合理なり。想像する所によれば石鎚断層崖より続ける一二の谷は最初第二丘陵上を北に向ひ、比較的近時此の地溝を造れる小断層の為に転ぜられて現時の流路を取りたるが如し。丘陵中に於て分水界を此の地溝の直ぐ上に有する著しきウインドギャップ状の谷の存在は此を証明す。……」である。

その後の佐藤戈止（1938）の7万5千分の1地質図同説明書、新居浜では、この断層についてはふれておられないようである。

筆者（1955）は、多喜浜丘陵東部南縁の急崖を辻村太郎のお考え通り、断層崖であると推定し、さらにこの断層はその走向にそって西に延びて丘陵の南の三角形に突出した山地の基部を通りぬけ、新居浜平野に出て、岸の下断層（辻村・淡路，1934）や岡村断層（永井，1955）に続くのであろうと考えた。また、この断層がこのように連続するのであれば、

これは蝶番断層であろうと述べている。

金子史朗(1966)は、西南日本中央構造線の最近地質時代の運動は、右横ずれ運動が卓越しているということを初めて発表された。この論文には本地域のこともあつかわれている。すなわち、筆者(1955)が推定した多喜浜丘陵の南方へ突出した山地の基部を通る断層を右横ずれ断層であると推定されている。

また、畑野では洪積世の扇状地を切る右横ずれ断層があって、これは少くとも1kmの水平移動をしているものであるらしいこと、さらに市場川が石鎚断層崖を横切る地区には右横ずれを示す閉塞丘や川の流路のくいちがいが見られるということである。

岡田篤正(1973)は、これまでに度々述べてきた多喜浜丘陵東部南縁の南に面した急崖を活断層として、またその西への延長の丘陵を通過する部分を断層として図示されている。また畑野の断層は750m~800mの右横ずれをしていると述べておられる。

須鎗和巳・阿子島功(1973, 1974, 1975)は、多喜浜丘陵南縁東半の急崖を形成した断層とその西方延長の断層を関川断層と命名された(このことは既に述べた)。お二人によると関川断層は南北性の関の原断層で切られていると考えておられるようであり、また、金子、岡田両氏のいわれる右横ずれ断層は本地域では承認できないと考えられているようである。

稲見馬治郎(1975)は、最近西条市、新居浜市の和泉層群について調査されて、その概要を公表された。同氏は新居浜市市場橋の西側の坂ノ下部落と国道11号線との間の尾根の東側の土石採取所に露出した走向N60°E、北に80°傾斜した断層を観察記録されて、この断層は東にのびて、多喜浜丘陵の東半部南縁に続くものと推定され、これを坂の下断層と命名された。これは須鎗・阿子島(1973)の関川断層にあたるものであろう。しかし稲見の調査では、須鎗・阿子島の関川断層を南北方向に切る関の原断層は確認できなかったということである。

この坂の下断層の露頭が発見されたので、筆者(1955)がかって推定した多喜浜丘陵の南部を横断する断層の存在が証明されたわけである。この露頭は、その後土石採取が進んで、現在は跡かたもなくなってしまうている。

IV. 考 察

1. 阿島川の特異な谷の形

阿島川の中下流部は、その流量につり合わない幅広い谷の中を流れている。また、その谷頭は丘陵の南端から僅かに100mたらずのところにある。

阿島川の中下流が幅広い谷を流れているということは、かつてこの谷に現在よりもはるかに流量の多い河水が流れていた時代があったことを示すのであろう。その豊富な河水は辻村(1924)が想像されたように、石鎚断層崖を流れている必従河流のうちの、どれかがかつては阿島川に連絡していたと考えるのが妥当であろう。

石鎚断層崖を北流する必従河流のうちのどれが阿島川に連絡していたかを積極的に示す根拠はないが、現在の阿島川の中下流部の谷幅の大きさから考えると、それらのうちでもっとも水量の多い関川が第一の候補としてあげられるだろう。

かつて、阿島川に流れこんでいた関川の流路(古関川流路)は、関川断層が活動して、

断層の北側が隆起，南側が沈降したために，斬首 (beheaded) されて，現在のような流路をとるようになったのではあるまいか。

この断層の運動が，垂直移動量よりも水平移動量の方が卓越していたのか，どうかについては後で述べる。

多喜浜丘陵の阿島川の谷頭の風隙状の地形の谷に，三波川変成岩の河川堆積物が分布しているならば，上記の推定の有力な証拠になるわけである。しかし，そのような堆積物が分布していることは確認できなかった。

これは稲見 (1975) が，推定されているように，多喜浜丘陵の隆起量が多かったために，それらの堆積物がごとく侵食流下されてしまったのかもしれない。

2. 多喜浜層

多喜浜層は，和泉層群と領家カコウ岩類との上に堆積している。多喜浜層を構成する礫は大部分が三波川変成岩類のものである。この三波川変成岩類の礫は，どのような道すじを通して運ばれてきたのであろうか。

多喜浜層分布地の西端から直線距離で約 1.5 km に，三波川変成岩類分布地から流れ出た国領川が流れている。しかし，多喜浜層の礫の覆瓦構造は，礫を運んだ水流は東から西へ向って流れたことを示しているから，多喜浜層の変成岩礫が，国領川が運んだものから供給されたと考えることにはさしさわりがありそうだ。

多喜浜層の分布地の東端から東へ約 1.6 km に阿島川の河口がある。多喜浜層の変成岩礫は阿島川がおもに運んできたものであると考えれば，多喜浜層の覆瓦構造が示す水流方向と矛盾することはない。現在の阿島川は和泉層群地域しか流れていないが，前記のようにこの川は，変成岩地域から流下している関川と，ある時代には連絡していたとすれば，多喜浜層の変成岩礫の運搬径路の問題は一応解決されたようにみえる。

3. 関川断層の運動

関川断層が活動したのは，筆者 (1958) の新居浜時階の主要な運動の結果である石鎚断層崖ができてから後である。石鎚断層崖を形成する運動は鮮新世末期ないし洪積世初期からはじまったと考えられるので，関川断層は洪積世以後に活動したものであろう。

金子 (1966) は関川断層の一部を航空写真で右横ずれ断層として図示しておられる。稲見 (1975) の地質図では，凝灰岩層が関川断層をはさんで水平距離で約 400m の右横ずれを示している。この凝灰岩層は直位層でないから，この距離が断層の水平移動量を示すものではない。稲見が示されている，この断層付近の地層の走向，傾斜は複雑であるから，確実な推定はできないが，北側地域の隆起だけでも，凝灰岩層の約 400m の見かけ上の水平移動が生ずることは考えられる。

右横ずれでなく，左横ずれ運動だけを考えて，関川断層活動以前に阿島川と関川とが連絡していたことが説明できる。すなわち，関川断層にそって，その北側地域を約 500 m，東へ移動させたとする。これで生じる地形は，約 500m の左横ずれ断層が活動しない以前の地形である。このばあい，阿島川の高度約 80m の谷頭が，すぐ南の高度約 90m の宇摩平野に接触することになる。従って宇摩平野を流れる関川は，阿島川の谷頭に向って流れこむことができたと考えられよう。

しかし，この考え方だけでは，阿島川河床に三波川変成岩類の礫の堆積物が，現在分布していないことを説明することはできない。

いずれにしても、関川断層の運動に関連し、あるいは他の中央構造線の最近地質時代の運動によって多喜浜丘陵が隆起したことは事実のようである。それが卓越した水平移動を伴った断層であったか、どうかについては、いまのところ筆者にはわからない。

V. お わ り に

筆者は昭和23年以来、愛媛の野外の地質をいささかながら観察してきた。そうしてたくさん問題にでくわしている。しかし、それらはほとんど未解決のまま残っている。本文であつかったのもその一つである。有為の方の今後の研究を期待して問題を提起した次第である。

Summary

The Takiham Formation is mainly composed of gravels derived from Sanbagawa metamorphic rocks. Imbrication of the gravel clasts indicates that the current that transported them flowed from east to west.

The Ajima River is an underfed stream and at its headward portion there is a wind gap.

It is presumed that during recent geological time, the Seki River discharged into the Ajima River and that this river system transported and deposited gravels composed of the Sanbagawa metamorphic rocks.

Recent movement along the Sekigawa fault, one fault of the Median Tectonic Line, evidently caused beheading of the paleo Seki-Ajima river system.

文 献

- 稲見馬治郎 (1975): 新居浜市付近の和泉層群の地質と構造 (概要報告), 郷土館報告, 新居浜市郷土館, 1-44.
- KANEKO, Shiro (1966): Transcurrent displacement along the Median Line, Southwestern Japan, *New Zealand Jour. Geol. Geophy.*, 9, 45-59.
- 永井浩三 (1955): 東予の中央構造線に沿う地帯の最近の地殻運動, 愛媛大紀要, 自然科学, A, II, 2, 71-81.
- (1958): 四国西部の中央構造線, 藤本治義教授記念論文集, 282-288.
- 岡田篤正 (1973): 四国中央北縁部における中央構造線の第四紀運動, 地理学評論, 46, 5, 259-322.
- 佐藤戈止 (1938): 「新居浜」7万5千分の一, 地質図及び説明書, 地質調査所.
- 須鎗和巳・阿子島功 (1973): 四国島の中央構造線の新期の活動様式, 中央構造線, 東海大学出版会, 179-189.
- (1974): 四国島の中央構造線の諸問題——四国中央部における中央構造線——, 徳島大教養部紀要 (自然科学), VII, 25-42.
- (1975): 四国島の中央構造線の諸問題——愛媛東部の中央構造線——, 徳島大教養部紀要 (自然科学), VIII, 27-41.
- 辻村太郎 (1923): 断層崖及び断層線崖, 地質学雑誌, 30, 358, 266-277, 30, 359, 293-303.
- (1924): 西南日本中央線の地形学的意義(二), 地質学雑誌, 31, 368, 155-166.
- ・湊路正二 (1934): 新期の運動による断層地形, 地理学評論, 10, 171-173.

(昭和50年9月26日受理)

蛇毒処理によるグリア細胞の電子顕微鏡的研究

渡 部 英 機

今治明德短期大学

An Electron Microscopic Study of the Insect Neuroglia Cell Incubated in the Snake Venom

Hideki WATANABE

Imabari Meitoku Junior College

Abstract

Brains of the slug moth (*Monema flavescens*) prepupae were prefixed in 2.5% glutaraldehyde solution (pH 7.4, 4°C) for an hour, incubated in 0.1% snake venom of *Naja naja* (pH 7.4, 21–23°C) for 2h, 4h, 6h and 8h each, postfixed in 1.0% osmium tetroxide solution (pH 7.2, 4°C) for two hours, dehydrated in ethanol series, embedded in Epon resin, sectioned by LKB ultramicrotome and observed by JEM T6S electron microscope. The effects of the snake venom containing much lipid hydrolyzing enzyme on the neuroglia cell were as follows: 1) the photomicrographic contrast decreases, 2) the cell membrane is most resistible to the venom destructive action, 3) the mitochondria seem to be resistive secondly, 4) the cytoplasmic structure including ribosomes is most easily decomposed to be empty, 5) the nucleic membrane and nucleoplasm are secondly easily decomposed. From the mentioned above, the nucleic membrane structure is surmised to be different from the cell membrane structure in protein-lipid disposition.

細胞をある酵素で処理し、細胞構成物中で、その酵素の基質となる物質を分解すれば、細胞の構造に何らかの変化が生じるであろう。この方法によって細胞の構成成分や、それがどのように細胞の構造の一部として位置し他の構成成分と関連しているかをある程度知ることができるのではなかろうか。著者はリパーゼ系酵素であるタイワンコブラの蛇毒を用いた。酵素処理の前にグルタルアルデハイド固定を行ったが、その理由は、この薬品が蛋白質の固定能力がすぐれているので組織細胞の蛋白質を前以って固定しておくことにより酵素で処理された場合に細胞の形が破壊されないようにするためと、固定してもこの薬品は酵素活性をよく保持することが知られており、固定後使用する酵素の活性に殆ど影響を与えないであろうと考えたからである。¹⁾ 酵素処理後の方法は、通常の電子顕微鏡の研究で用いられる方法に従った。

なおこの研究は東北大学生物学教室に於てなされたものであり、ご指導を賜った青木廉

教授に対し謝意を表する。

材 料 と 方 法

材料は9月下旬に新潟市内で採集されたイラガ *Monema flavescens* の前蛹で、その脳を手早く摘出し、直ちに次の順序で固定、酵素処理、その他を行った。1) 2.5%グルタルアルデヒド液 (pH 7.4 にリン酸緩衝液で調整, 4°C) で1時間固定し、緩衝液で洗浄。2) 0.1%タイワンコブラ *Naja naja* の蛇毒 (リン酸緩衝液で pH 7.4 に調整, 21~23°C) で、無処理, 1時間, 2時間, 4時間, 6時間, 8時間処理し緩衝液で洗浄。²⁾ 3) 1%四酸化オスミウム液 (ダルトンの処方, pH 7.2, 4°C) で2時間固定。4) エタノール系列 (50%, 75%, 95%, 99%, 100%) で脱水し、プロピレンオキシドに浸潤させる。5) エポン樹脂に包埋。6) 薄切 (LKBウルトラミクロトーム使用, 切片の厚さ約 300 Å)。¹⁾ 7) 電子染色 (レイノルズ法による鉛染色)。8) 電子顕微鏡観察と撮影 (JEMT 6S 型電子顕微鏡使用)。

結 果

脳細胞には神経細胞とグリア細胞があるが、観察はグリア細胞について行った。対照の細胞の特徴は、細胞質全体的にリボゾームの密度が高く、それに混ざって電子密度が高く、リボゾームより大なる粒子が散在すること、比較的大きな空胞の存在、ミトコンドリアは数個である、細胞間で広い所は、電子密度の高い物質が層状につまっていることなどである (Fig. 1)。蛇毒処理1時間のものでは、全くその影響が認められなかった。2時間のものでは、脳内の部分によって稀に写真像のコントラストが低下している程度の影響がみられた。4時間処理 (Fig. 2 と 3) のものでは、細胞質が空白化したものがよく出現し、細胞膜は所々破壊されている部分があるが、明確な場合が多い。リボゾームは、破壊されて不明確になっている場合が多いが時には完全にその形を留めている場合もある (Fig. 3)。ミトコンドリアの二重膜はこわされずに残っている場合が多い (Fig. 2)。微小細管は破壊されずに観察され、核質および核膜については対照の場合と殆ど差がないものがかかなりあった。6時間処理のものになると、脳のどの部分においても大なり小なり必ず酵素処理の影響が見受けられ、8時間処理のものでは (Fig. 4)、その影響が更に極端に現われて、破壊による空白化や構造のわからなくなったものが多くなり、核は形状を残す程度で、核質も核膜もぼやけた無構造の状態で、ミトコンドリアも同様である。しかし、細胞膜は所々で破壊されてはいるが、その形状と構造を留めている。その他の構造は全く破壊されており、わずかに粒子が散在するのみである。

考 察

蛇毒の作用によって次のような細胞の変化が生じることがわかった。1) 写真像におけるコントラストの低下。2) 細胞質がリボゾームも含めて全体的に破壊され、無構造化や空白化が起る。3) 細胞膜が最も影響を受けにくい。4) ミトコンドリアは細胞膜に次いで

影響を受けにくいようである。5) 核膜と核質は細胞質に次いで破壊され易い。

以上の事柄の中、核膜と細胞膜とで蛇毒酵素の影響に相当な違いがあることが注目され、その原因として、各々の膜の構造上に違いがあることが考えられる。即ち、細胞膜の場合は、脂質を中味として周囲を蛋白質分子が覆っているとされており、中味の脂質分子がリパーゼ系酵素である蛇毒の作用を受けにくいことは容易に考え得ることであるが、一方核膜の場合は、膜を構成する蛋白質分子が脂質を十分に覆っていないような構造をしているために、酵素の作用を大きく受けたのではないかと推察される。従って、核膜と細胞膜とは、細胞の構造上から言えば連続しているものであるけれども膜の分子レベルでの構造と性質にはかなりの違いがあると考えるてもよいようである。

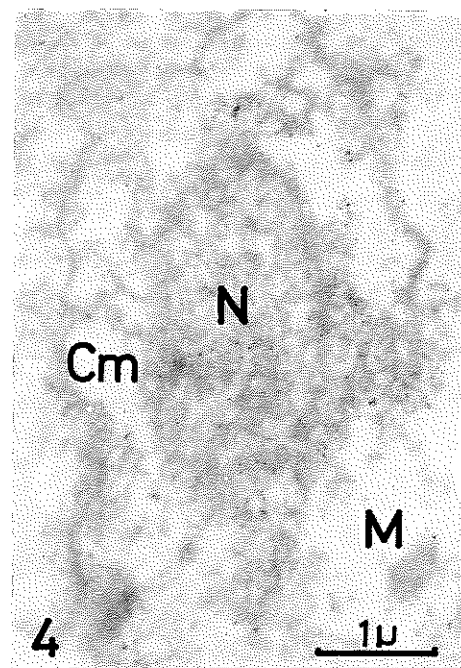
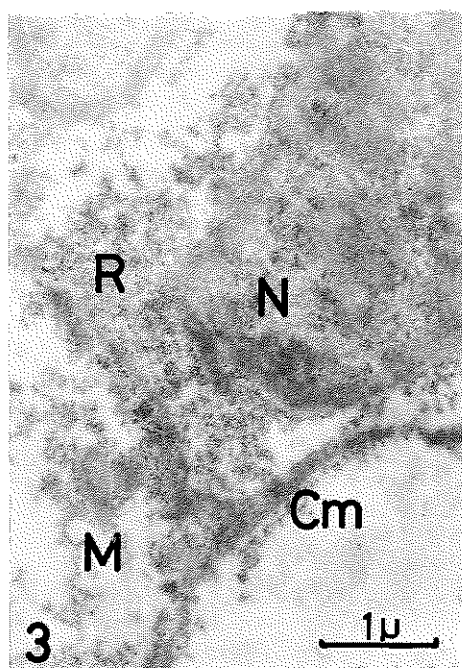
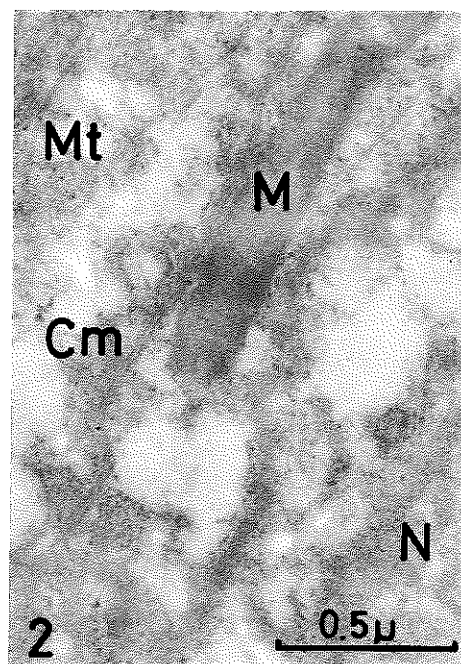
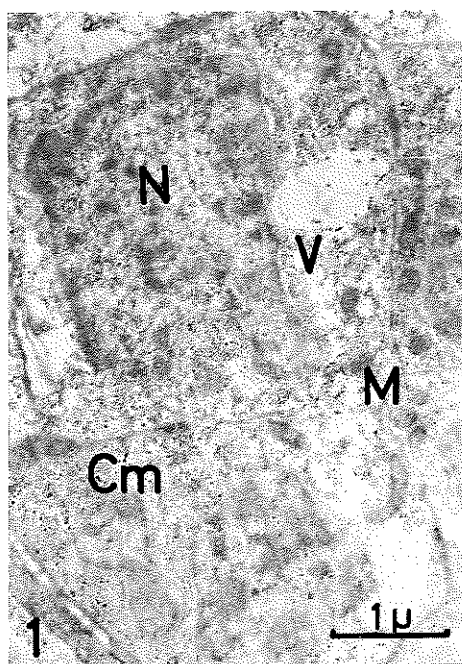
参 考 文 献

- 1) 五十嵐至朗；電子顕微鏡試作製法，生体の科学，6，8，10，（1965）
- 2) 赤堀四郎；酵素ハンドブック，朝倉書店，405，（1966）

（昭和50年11月15日受理）

Explanation of Figures

- Fig. 1. Electron micrograph of the control neuroglia cell. Note abundant ribosomes and several electron dense particles dispersed, comparably large vacuole (V) and electron dense, wide intercellular space. Cm, cell membrane; M, mitochondria; N, nucleus. $\times 18,000$
- Fig. 2. Electron micrograph of the neuroglia cell incubated in the snake venom for 4 h showing the cytoplasm decomposed to be empty, also the mitochondrion double membrane decomposed at places and the cell membrane (M) definite comparably. Mt, microtubule; N, nucleus. $\times 34,000$
- Fig. 3. Electron micrograph of the neuroglia cell incubated in the venom for 4 h. Cm, cell membrane; M, mitochondrion; N, nucleus; R, ribosomes. $\times 18,000$
- Fig. 4. Electron micrograph of the neuroglia cell incubated in the venom for 8 h. Cm, cell membrane; M, mitochondrion; N, nucleus. $\times 18,000$



昭和50年12月10日 印刷
昭和50年12月20日 発行

〒794

愛媛県今治市矢田西ノ窪688

編集兼
発行者

今治明德短期大学

広島市十日市町2-3-23

印刷所

大学印刷株式会社

TEL (0822) 31-4231 (代)

REPORTS OF RESEARCH IMABARI MEITOKU JUNIOR COLLEGE

No. 8

CONTENTS

A Research of the Development of Interests in Childhood and Adolescence	Kaname MUKUNO.....	1
A Research of Judicial Review.....	Ichiro OGASAHARA.....	17
Social Casework and Personality		
PART I Personality	Tadashi SHIMODA.....	25
The Stream Course of the Seki River and the Median Tectonic Line, Eastern Ehime Prefecture, Shikoku	Kozo NAGAI.....	37
An Electron Microscopic Study of the Insect Neuroglia Cell Incubated in the Snake Venom	Hideki WATANABE.....	45

December 1975

IMABARI MEITOKU JUNIOR COLLEGE